

# 野木町 障がい者プラン

第4期野木町障がい者計画

令和6年度～令和11年度

第7期野木町障がい福祉計画

令和6年度～令和8年度

第3期野木町障がい児福祉計画

令和6年度～令和8年度



令和6年3月  
野木町





## はじめに

本町では、「野木町障がい者プラン（平成 31 年度～令和 5 年度）」「第 6 期野木町障がい福祉計画・第 2 期野木町障がい児福祉計画（令和 3 年度～令和 5 年度）」に基づき、『笑顔がある 温もりがある やさしさがある まちづくり』を基本目標に、様々な施策を推進してきました。

近年の障がい児者を取り巻く環境は、少子高齢社会の進行など社会情勢が変化する中で、障がいのある人や介助者の高齢化、障がいの重度化が進んでいます。

また、障害福祉に関するニーズは、介護や子育て、困窮や孤立といった様々な課題により複雑化・複合化しており、総合的な対応が求められています。

このたび、新たに「野木町障がい者プラン」として、障害者基本法に基づく計画期間を 6 年とする「第 4 期野木町障がい者計画」と障害者総合支援法に基づく計画期間を 3 年とする「第 7 期野木町障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく計画期間を 3 年とする「第 3 期野木町障がい児福祉計画」を一体的に策定いたしました。

本計画では、障がいのある人もない人も、誰もが基本的人権を尊重されながら、住み慣れた地域で、自己選択と自己決定に基づいて、自分らしい生活を送れる社会を構築するとともに、障がいのある人・高齢者・子どもなどすべての人々が、豊かな暮らしと生きがいをともに創り、尊重し合いながら共生できるまちづくりを目指しており、相談支援体制の充実や福祉サービスの充実、差別解消・虐待防止などの権利擁護の推進などを具体的施策として掲げ、障がいのある人に寄り添った施策を推進していくこととしています。

町としても、これまでの取り組みをふまえつつ、社会情勢の変化や障がいのある人のニーズに対応した支援を行い、皆がともに活躍できる社会を実現できるよう努力してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査へのご協力やご意見を寄せていただきました町民の皆様や関係団体の皆様、並びに、お忙しい中、協議会にご出席いただき、貴重なご意見、ご提言をいただきました野木町障がい者福祉計画策定委員会委員の皆様に対しまして、心から感謝申し上げます。

令和 6 年 3 月



野木町長 真瀬 宏子



# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>3</b>
第1節 計画策定の趣旨 .....	3
第2節 国の基本指針の見直し等について .....	5
第3節 計画の概要 .....	6
<b>第2章 野木町の現状</b> .....	<b>13</b>
第1節 手帳所持者等の状況 .....	13
第2節 アンケート調査結果概要 .....	19
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>35</b>
第1節 基本理念と基本目標 .....	35
第2節 基本的施策 .....	36
第3節 施策体系 .....	37
<b>第4章 第4期野木町障がい者計画</b> .....	<b>41</b>
基本的施策Ⅰ 一人ひとりの生活ニーズに合った支援の仕組みづくり .....	41
基本的施策Ⅱ あらゆる分野で障がい者の社会参加を進める環境づくり .....	50
基本的施策Ⅲ 地域の人々が支え合い、ともに生きる地域づくり .....	55
<b>第5章 第7期野木町障がい福祉計画・第3期野木町障がい児福祉計画</b> .....	<b>63</b>
第1節 令和8年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策 .....	63
第2節 サービスの見込量と今後の方策 .....	75
第3節 地域生活支援事業の見込量と今後の方策 .....	92
<b>第6章 計画の推進</b> .....	<b>101</b>
第1節 計画の推進体制 .....	101
<b>資料編</b> .....	<b>105</b>
1 設置要綱 .....	105
2 委員名簿 .....	106
3 策定経過 .....	108
4 用語解説 .....	109
5 野木町内障がい福祉サービス等提供事業所 .....	115



# 第1章

## 計画の策定にあたって





## 第1章 計画の策定にあたって

### 第1節 計画策定の趣旨

本町では、障害者基本法に基づき、「全ての国民が障がいの有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ため、平成30年3月に「第3期野木町障がい者計画」、令和3年3月に「第6期野木町障がい福祉計画・第2期野木町障がい児福祉計画」を策定し、障がいの種類や程度を問わず、障がいのある人ができるだけ住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進してきました。

障がいのある人、障がいのある児童等を取り巻く状況は、少子高齢社会の進行など社会情勢が変化する中、障がいのある人の高齢化が進み、障がいの重度化、重複化が進んでいます。また、障がいのある人の家庭においても介助者の高齢化が進んでおり、核家族化をはじめとした家族形態の変化に伴い、地域における介助・支援機能が低下するなど、取り巻く状況は変化しています。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）をはじめ、児童福祉法や発達障害者支援法の改正により、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、支援の一層の充実が求められています。また、ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充等、サービスの質の確保及び向上を図るための様々な環境整備が進められています。

さらには、平成30年4月に施行された改正社会福祉法では、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えた「地域共生社会」の考え方が位置づけられました。地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指しています。

こうした背景を踏まえ、障がいのある人もない人も、誰もが基本的人権を尊重されながら、住み慣れた地域で、自己選択と自己決定に基づいて、自分らしい生活を送れる社会を構築するとともに、障がいのある人・高齢者・子どもなどすべての人々が、豊かな暮らしと生きがいをともに創り、尊重し合いながら共生できるまちづくりを目指して、「野木町障がい者プラン（第4期野木町障がい者計画・第7期野木町障がい福祉計画・第3期野木町障がい児福祉計画）」を新たに策定します。

## 持続可能な開発目標（SDGs）

SDGsとは、平成27年の「国連持続可能な開発サミット」で採択された、令和12（2030）年までに達成を目指す世界共通目標です。17の目標からなり、経済・社会・環境を調和させながら「誰一人取り残さない社会」を目指すものです。

SDGsの“誰一人取り残さない”という理念は、地域共生社会の理念である“社会的包摂”と共通した考え方であるため、本計画では、各障がい者施策を推進するにあたって、SDGsの理念や目標を踏まえ、地域共生社会の実現を目指します。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



#### 本計画と関連するSDGs

No.	目標	目標の詳細
1	貧困をなくそう	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
3	すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4	質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
8	働きがいも経済成長も	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する
10	人や国の不平等をなくそう	国内及び国家間の格差を是正する
11	住み続けられるまちづくりを	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
16	平和と公正をすべての人に	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する

## 第2節 国の基本指針の見直し等について

---

### 1 障がい者施策の動向

障がい児者を取り巻く状況は、少子高齢社会の進行など社会情勢が変化する中、障がいのある人の高齢化が進み、障がいの重度化、重複化が進んでいます。また、障がいのある人の家庭においても介助者の高齢化が進んでおり、核家族化をはじめとした家族形態の変化、さらには新型コロナウイルス感染症による地域コミュニティの希薄化などに伴い、地域における介助・支援機能が低下するなど、取り巻く状況は大きく変化しています。

国においては、平成26年1月に障害者権利条約を締結し、障がいを理由とする差別の禁止と合理的配慮の概念が盛り込まれるなど、障がい者の権利の実現に向けた施策の取り組みが一層強化されました。

平成28年には、障害者総合支援法をはじめ、児童福祉法や発達障害者支援法が改正され、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、サービスの質の確保及び向上を図るための様々な環境整備が進められています。

平成30年には、地域福祉の推進により「地域共生社会」の実現を目指すために改正社会福祉法が施行し、「地域共生社会」の考え方が位置づけられ、令和3年の改正社会福祉法では、地域における包括的相談支援体制の強化や、アウトリーチによる引きこもり対応の強化、住民同士の交流拠点の開設支援、関係機関の連携による一体的支援など、重層的支援体制の整備などに取り組むこととされました。

令和3年には、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行し、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支える旨が規定されました。また、令和5年には、こども基本法が施行し、すべてのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その他福祉に係る権利が等しく保障される旨が規定されるなど、こどもの権利擁護や支援拡充に向けて取り組むこととされました。

令和6年には、障害者総合支援法やその他関連する法律の一部を改正する法律が施行されることとなっており、地域生活の支援体制の充実や多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進等を図ることで、障がい者等の希望する生活を実現する旨が規定されています。また、同年に、障害者差別解消法改正法が施行されることとなっており、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化や障がいを理由とする差別を解消するための支援措置を強化する旨が規定されています。

## 2 基本指針見直しのポイント

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定にあたって、国の基本指針の一部が改正されました。見直しのポイントは以下のとおりです。

- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- 発達障がい者等支援の一層の充実
- 地域における相談支援体制の充実強化
- 障がい者等に対する虐待の防止
- 地域共生社会の実現に向けた取り組み
- 障がい福祉サービスの質の確保
- 障がい福祉人材の確保・定着
- よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定
- 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- その他：地方分権提案に対する対応

## 第3節 計画の概要

### 1 計画の位置づけ

#### (1) 法的根拠

##### ①第4期野木町障がい者計画

町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、町民、関係機関、団体、事業者、町がそれぞれ自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」にあたるものです。

##### ②第7期野木町障がい福祉計画・第3期野木町障がい児福祉計画

第7期野木町障がい福祉計画・第3期野木町障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障がいのある人及び障がいのある児童の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、その提供体制の確保を図るための計画です。

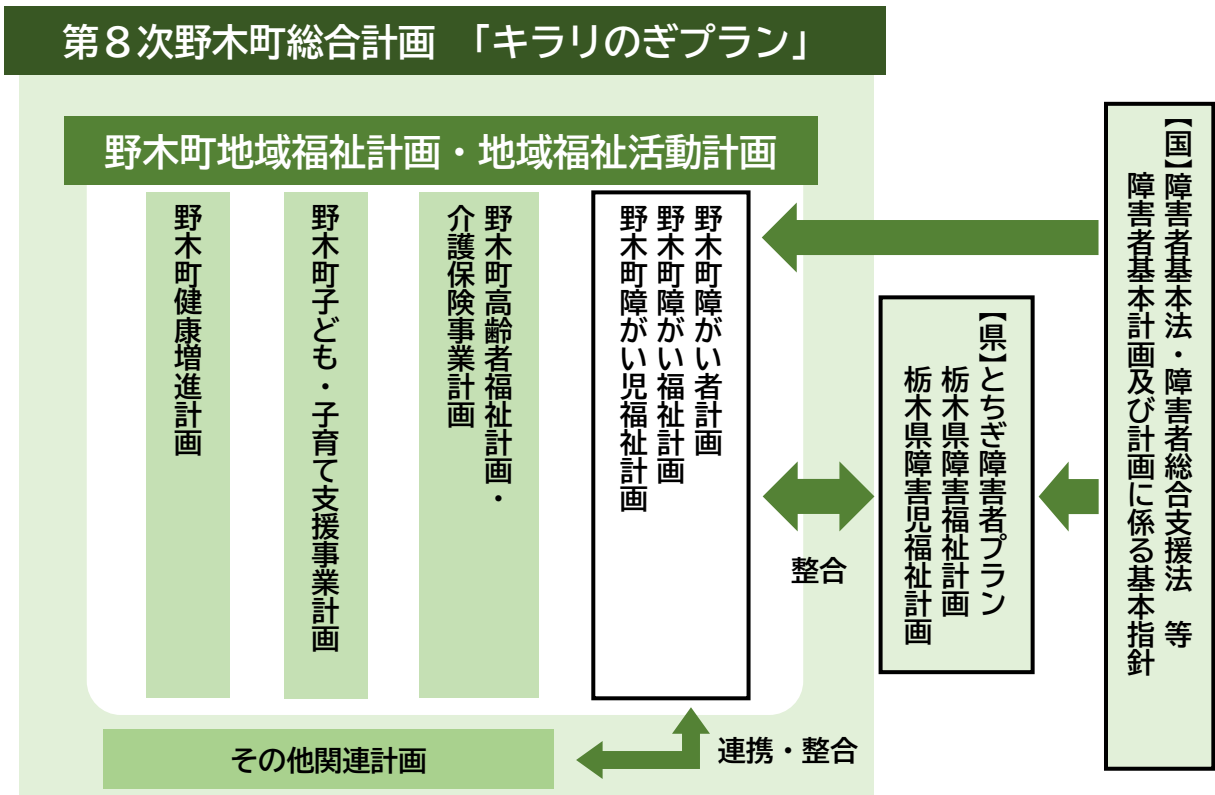
それぞれ、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」にあたるものです。

(2) 関連計画との調和

本計画は、国及び県が策定した関連計画と整合・連携を図るとともに、町の上位計画である第8次野木町総合計画「キラリのぎプラン」の部門別計画として位置づけ、障がい者施策を総合的、計画的に定めるものです。

また、地域福祉行政全体の総合的な計画で、分野横断的な福祉課題の取り組みを進める「野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画」の施策や目標を基本的に尊重しつつ、高齢者や子ども等、他関連計画との整合性に配慮しながら計画を進めていきます。

■国・県・他関連計画との関係



## 2 計画の期間

第4期野木町障がい者計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間となっています。

第7期野木町障がい福祉計画及び第3期野木町障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

また、これらの計画は、将来における法制度の改正や社会経済の変動等に柔軟に対応するため、必要に応じて変更または見直しを行います。

計画名	年度					
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
障害者基本計画(国)	第5次計画			第6次計画		
とちぎ障害者プラン21	第8期計画					第9期計画
栃木県障害福祉計画	第7期計画			第8期計画		
栃木県障害児福祉計画	第3期計画			第4期計画		
野木町総合計画	第8次計画		第9次計画			
野木町障がい者計画	第4期計画					
野木町障がい福祉計画	第7期計画			第8期計画		
野木町障がい児福祉計画	第3期計画			第4期計画		

## 3 計画における障がい者（児）の定義

本計画における障がい者の定義は、障害者基本法第2条第1項及び障害者総合支援法第4条並びに児童福祉法第4条第2項に基づき、18歳未満の障がい児を含み、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）、難病及びその他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

さらに、社会的障壁の定義は、障害者基本法第2条第2項に基づき、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」とします。

また、本計画においては、法律等に基づく用語等については「障害」と表記し、それ以外の用語については、「障がい」と表記します。

## 4 計画の策定体制

本計画の策定にあたって、障がいのある人のニーズや生活状況等を把握するため、障害者手帳所持者を対象としたアンケート調査を実施しました。

また、障がい福祉に関する団体・障がい者施設事業者・関係機関の代表者、学識経験者等から意見を聞く「野木町障がい者福祉計画策定委員会」を設置し、計画策定に関する検討と計画に対する意見・要望の集約を行いました。

さらに、本計画に対して、町民から幅広い意見を反映させるためにパブリックコメントを令和6年1月17日～2月16日に実施しました。





## 第2章

### 野木町の現状



## 第2章 野木町の現状

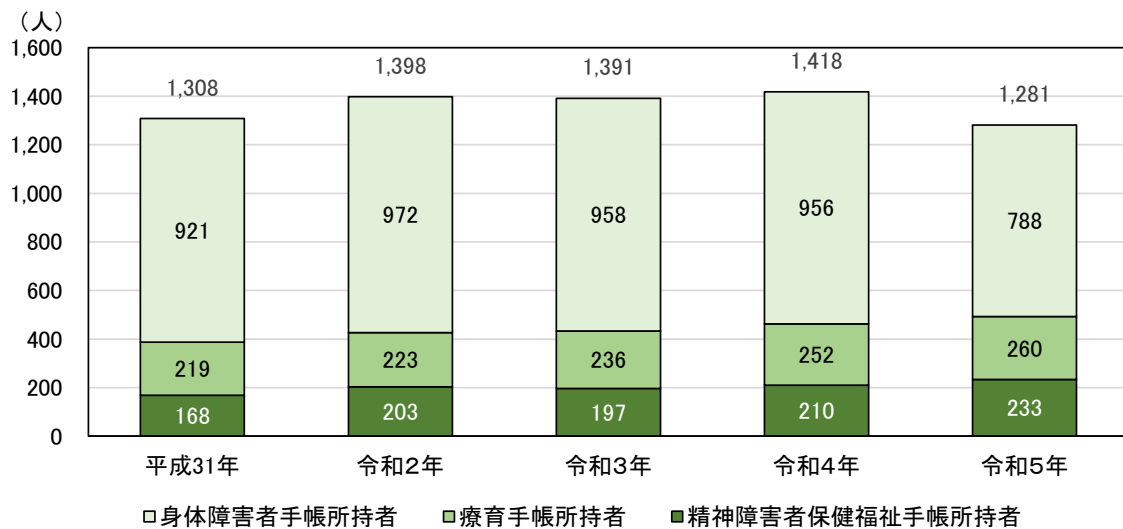
### 第1節 手帳所持者等の状況

#### 1 各手帳所持者数等の推移

手帳所持者数の総数は令和4年から令和5年にかけて減少し、令和5年で1,281人となっており、各手帳所持者別でみると、身体障害者手帳所持者のみ減少となっています。

各手帳所持者の構成比をみると、身体障害者手帳所持者が全体のおおよそ60%を占めていますが、平成31年以降減少しており、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者の全体に占める割合は増加しています。

#### ◆各手帳所持者数の推移



上段:人数(人)、下段:構成比(%)

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳所持者	921	972	958	956	788
	70.4	69.5	68.9	67.4	61.5
療育手帳所持者	219	223	236	252	260
	16.7	16.0	17.0	17.8	20.3
精神障害者保健福祉手帳所持者	168	203	197	210	233
	12.8	14.5	14.2	14.8	18.2
合計	1,308	1,398	1,391	1,418	1,281
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

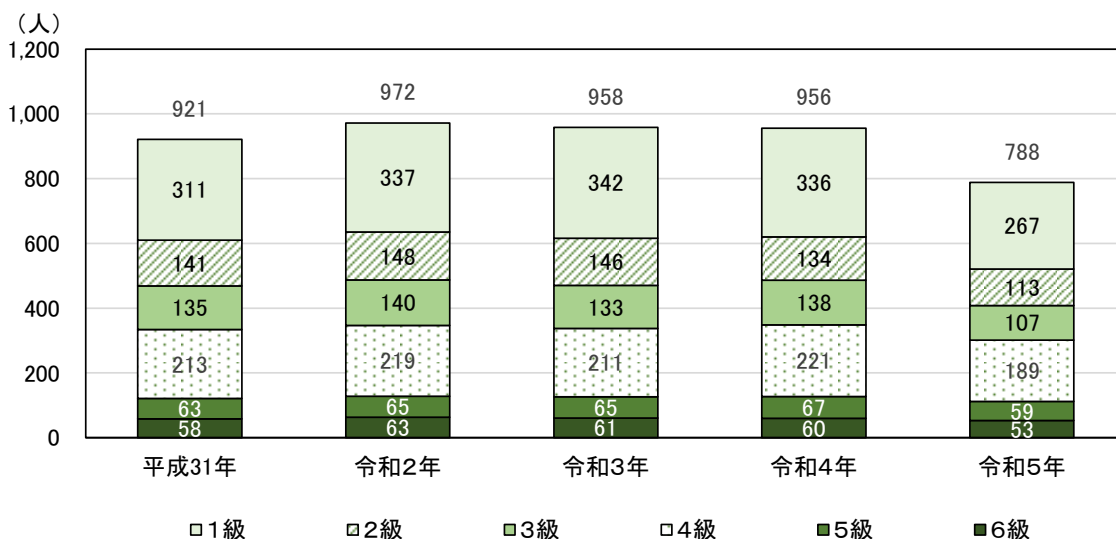
資料: 栃木県障害者総合相談所・県南健康福祉センター(各年4月1日現在)

## 2 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者数は、令和2年をピークに以降は減少しており、令和5年は788人となっています。

等級別の構成比をみると、1級の割合が最も高く、全体の30%以上を占めています。

### ◆身体障害者手帳所持者数の推移【等級別】



上段:人数(人)、下段:構成比(%)

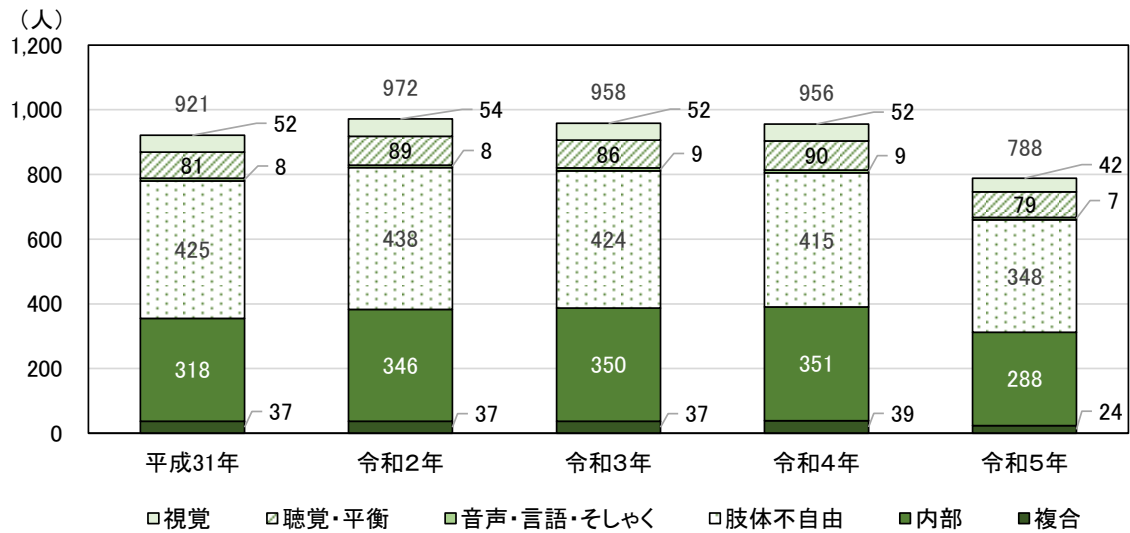
区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	311 33.8	337 34.7	342 35.7	336 35.1	267 33.9
2級	141 15.3	148 15.2	146 15.2	134 14.0	113 14.3
3級	135 14.7	140 14.4	133 13.9	138 14.4	107 13.6
4級	213 23.1	219 22.5	211 22.0	221 23.1	189 24.0
5級	63 6.8	65 6.7	65 6.8	67 7.0	59 7.5
6級	58 6.3	63 6.5	61 6.4	60 6.3	53 6.7
合計	921 100.0	972 100.0	958 100.0	956 100.0	788 100.0

資料: 栃木県障害者総合相談所(各年4月1日現在)

身体障害者手帳所持者を部位別にみると、肢体不自由が最も多く、令和5年では348人となっています。

部位別の構成比をみると、肢体不自由の割合が45%前後で推移しています。また、内部は肢体不自由に次いで高くなっており、令和5年では36.5%となっています。

◆身体障害者手帳所持者数の推移【部位別】



上段:人数(人)、下段:構成比(%)

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚	52	54	52	52	42
	5.6	5.6	5.4	5.4	5.3
聴覚・平衡	81	89	86	90	79
	8.8	9.2	9.0	9.4	10.0
音声・言語・そしゃく	8	8	9	9	7
	0.9	0.8	0.9	0.9	0.9
肢体不自由	425	438	424	415	348
	46.1	45.1	44.3	43.4	44.2
内部	318	346	350	351	288
	34.5	35.6	36.5	36.7	36.5
複合	37	37	37	39	24
	4.0	3.8	3.9	4.1	3.0
合計	921	972	958	956	788
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

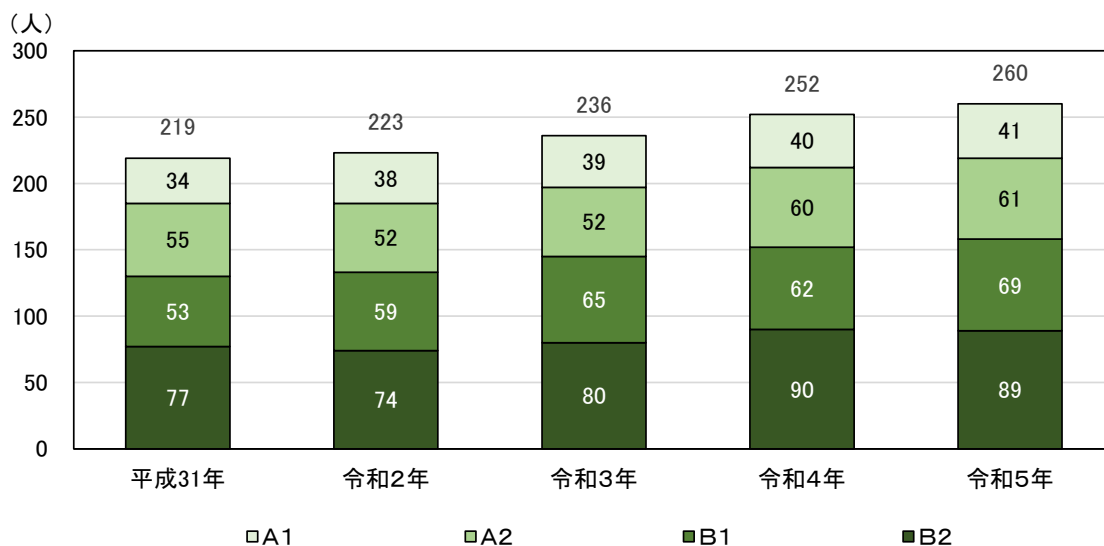
資料:栃木県障害者総合相談所(各年4月1日現在)

### 3 療育手帳所持者

療育手帳所持者数は年々増加し、令和5年は260人で、平成31年から18.7%(41人)増となっています。

障がい区分別の構成比をみると、大きな変動はありません。

#### ◆療育手帳所持者数の推移【障がい区分別】



上段:人数(人)、下段:構成比(%)

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A1	34 15.5	38 17.0	39 16.5	40 15.9	41 15.8
A2	55 25.1	52 23.3	52 22.0	60 23.8	61 23.5
B1	53 24.2	59 26.5	65 27.5	62 24.6	69 26.5
B2	77 35.2	74 33.2	80 33.9	90 35.7	89 34.2
合計	219 100.0	223 100.0	236 100.0	252 100.0	260 100.0

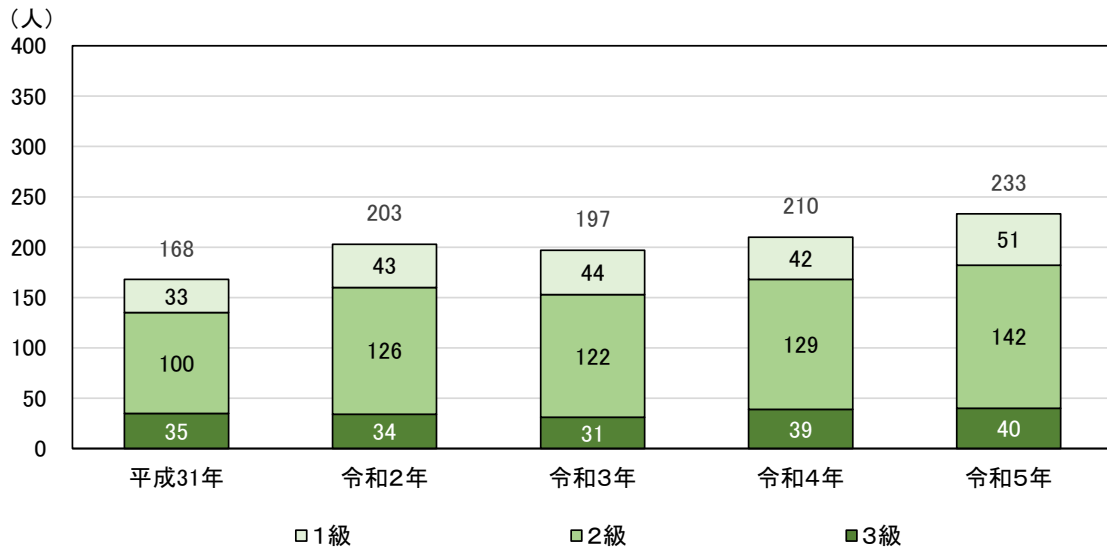
資料:栃木県障害者総合相談所(各年4月1日現在)

#### 4 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和3年以降増加傾向にあり、令和5年は233人で、平成31年から38.7%（65人）増となっています。

等級別割合をみると、2級の割合が最も高く、全体の60%以上を占めています。

##### ◆精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移【等級別】



上段:人数(人)、下段:構成比(%)

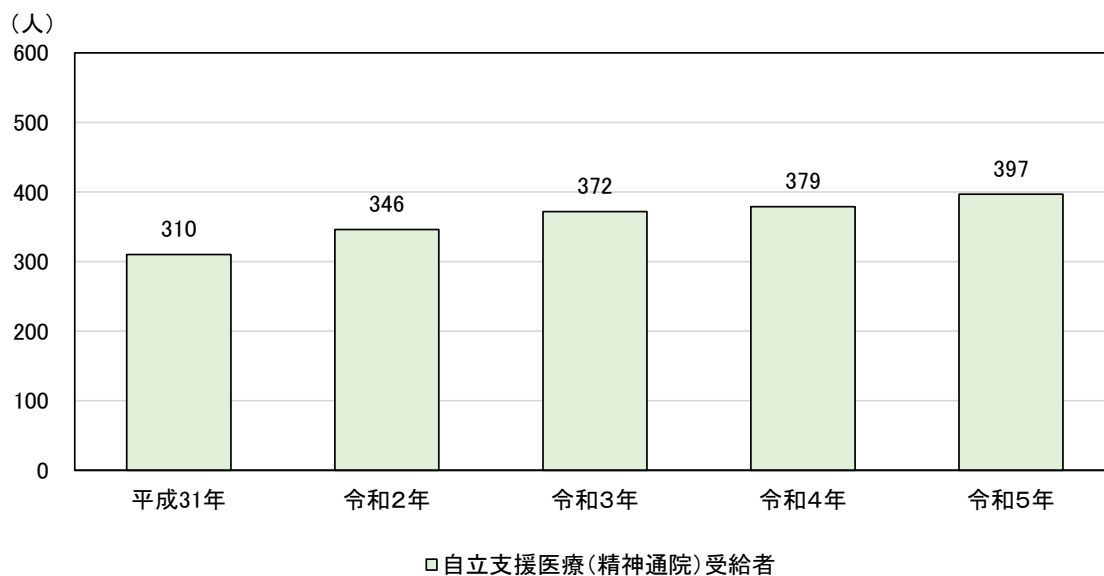
区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	33	43	44	42	51
	19.6	21.2	22.3	20.0	21.9
2級	100	126	122	129	142
	59.5	62.1	61.9	61.4	60.9
3級	35	34	31	39	40
	20.8	16.7	15.7	18.6	17.2
合計	168	203	197	210	233
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料: 県南健康福祉センター(各年4月1日現在)

## 5 自立支援医療（精神通院）受給者

自立支援医療（精神通院）受給者数は増加傾向にあり、令和5年は397人で、平成31年から28.1%（87人）増となっています。

### ◆自立支援医療（精神通院）受給者数の推移（医療機関変更を含む）



資料：県南健康福祉センター（各年4月1日現在）



## 第2節 アンケート調査結果概要

---

### 1 調査概要

#### (1) 調査の目的

本計画の策定にあたって、障がいのある人のニーズや生活状況等を把握するため、障害者手帳所持者を対象としたアンケート調査を実施しました。

#### (2) 実施概要

- 各種手帳所持者：1,000人
- 抽出方法：各種手帳所持者より無作為抽出
- 調査方法：郵送配付・郵送回収
- 調査期間：令和5年7月
- 回収結果：回収497件／回収率49.7%

※アンケート調査結果について

- アンケート調査結果概要の図表中は、身体障害者手帳所持者を「身体」、療育手帳所持者を「知的」、精神障害者保健福祉手帳所持者を「精神」と省略し、本文ではそれぞれ「身体障がい者」、「知的障がい者」、「精神障がい者」と表記しています。
- (n=\*\*)という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- 回答率は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答可の質問では、母数に対する回答率のため、回答率の合計が100.0%を超える場合があります。
- 調査結果の数値は回答率「%」で表記しています。
- 本文及びグラフ・表では、なるべくアンケート調査票そのままの表現を用いていますが、本文中の表現やスペース等の関係から一部省略した表現としている箇所や『 』としてまとめている箇所があります。
- 調査結果を表示している表は、最も高い割合のものに下線を引いています（無回答を除く）。

## 2 アンケート調査結果の概要

### (1) 調査回答者について

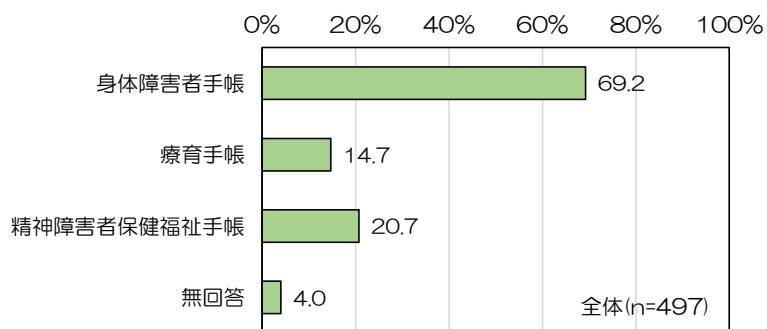
手帳の種類は、「身体障害者手帳」が69.2%で最も高く、次いで「精神障害者保健福祉手帳」が20.7%、「療育手帳」が14.7%となっています。

年齢について、身体障がい者では「70歳以上」が60.8%、「60歳代」が19.5%で、60歳以上が80.3%を占めています。

一方、知的障がい者では「20歳代」が20.5%、「40歳代」が19.2%、「30歳代」が15.1%で、20歳代から40歳代が54.8%を占めています。

また、精神障がい者では「30歳代」が27.2%、「40歳代」が19.4%、「50歳代」が18.4%で、30歳代から50歳代が65.0%を占めています。

#### ■手帳の種類



#### ■本人の年齢

(単位: %)		10歳未満	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代
全体	全体 (n=497)	2.8	3.0	5.2	9.1	9.5
障がい種別	身体 (n=344)	1.5	0.9	1.2	2.9	4.7
	知的 (n=73)	16.4	15.1	<b>20.5</b>	15.1	19.2
	精神 (n=103)	0.0	1.0	9.7	<b>27.2</b>	19.4

(単位: %)		50歳代	60歳代	70歳以上	無回答
全体	全体 (n=497)	8.5	14.7	<b>46.5</b>	0.8
障がい種別	身体 (n=344)	7.8	19.5	<b>60.8</b>	0.9
	知的 (n=73)	4.1	1.4	8.2	0.0
	精神 (n=103)	18.4	9.7	13.6	1.0

現在受けている医療的ケアは、手帳の種類に関わらず「服薬管理」が高くなっています。また、身体障がい者では「人工透析」「ストマ（人工肛門・人工膀胱）」「インスリン注射」が、知的障がい者では「吸入」が他の障がい種別と比較して高くなっています。

### ■現在受けている医療的ケア【複数選択】

(単位：%)		気管切開	人工呼吸器（レスピレーター）	吸入	吸引	胃ろう・腸ろう
全体	全体(n=497)	0.6	0.4	0.8	1.2	0.8
障がい種別	身体(n=344)	0.6	0.6	0.9	1.5	1.2
	知的(n=73)	1.4	1.4	4.1	2.7	2.7
	精神(n=103)	1.0	0.0	0.0	1.9	0.0

(単位：%)		鼻腔経管栄養	中心静脈栄養（IVH）	人工透析	カテーテル留置	ストマ（人工肛門・人工膀胱）
全体	全体(n=497)	0.4	0.2	6.6	1.0	3.4
障がい種別	身体(n=344)	0.3	0.3	9.3	1.5	4.9
	知的(n=73)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	精神(n=103)	1.0	0.0	0.0	1.0	0.0

(単位：%)		服薬管理	インスリン注射	その他	受けていない	無回答
全体	全体(n=497)	<b>15.1</b>	2.6	4.2	47.3	21.5
障がい種別	身体(n=344)	<b>13.1</b>	3.5	4.7	41.3	24.1
	知的(n=73)	<b>15.1</b>	0.0	2.7	67.1	13.7
	精神(n=103)	<b>21.4</b>	1.0	5.8	56.3	15.5

## (2) 介助の状況について

日常生活において一部（時々）または全部の支援が必要な項目について、身体障がい者では「外出の介助」が最も高く、知的障がい者及び精神障がい者では「お金の管理の援助」が最も高くなっています。

支援をしてくれる人について、身体障がい者では「配偶者またはパートナー」が最も高く、知的障がい者及び精神障がい者では「父母・祖父母・兄弟姉妹」が最も高くなっています。また、支援をしてくれる人のうち、父母・祖父母・兄弟姉妹、配偶者またはパートナー、子どもの年齢は、手帳の種類に関わらず「60歳代」が最も高くなっています。

### ■日常生活における各項目で、支援が一部（時々）または全部において必要な割合

(単位：%)		食事の介助	トイレの介助	入浴の介助	衣服の着脱の介助	身だしなみの介助
全体	全体(n=497)	15.3	13.7	22.5	18.3	21.9
障がい種別	身体(n=344)	12.8	11.3	21.2	18.0	17.7
	知的(n=73)	32.9	34.2	43.8	37.0	49.3
	精神(n=103)	11.7	8.7	16.5	9.7	18.4

(単位：%)		家の中の移動の介助	外出の介助	家族以外の人との意思疎通の援助	お金の管理の援助	薬の管理の援助
全体	全体(n=497)	12.9	<b>31.6</b>	22.5	30.6	26.8
障がい種別	身体(n=344)	12.8	<b>30.5</b>	14.8	23.0	20.6
	知的(n=73)	19.2	45.2	49.3	<b>74.0</b>	63.0
	精神(n=103)	8.7	26.2	30.1	<b>35.0</b>	24.3

### ■日常生活において支援をしてくれる人

(単位：%)		父母・祖父母・兄弟姉妹	配偶者またはパートナー	子ども	ホームヘルパーや施設の職員	その他の人（ボランティア等）	無回答
全体	全体(n=233)	<b>38.2</b>	31.3	21.9	22.3	2.1	3.4
障がい種別	身体(n=139)	20.1	<b>41.7</b>	30.2	23.0	2.2	4.3
	知的(n=57)	<b>86.0</b>	5.3	1.8	15.8	0.0	1.8
	精神(n=52)	<b>42.3</b>	28.8	9.6	26.9	1.9	7.7

### ■支援をしてくれる人の年齢

(単位：%)		20歳代	30歳代	40歳代	50歳代
全体	全体(n=203)	2.0	5.9	11.8	17.2
障がい種別	身体(n=120)	1.7	1.7	9.2	13.3
	知的(n=52)	0.0	15.4	23.1	17.3
	精神(n=41)	4.9	4.9	14.6	19.5

(単位：%)		60歳代	70歳代	80歳代	無回答
全体	全体(n=203)	<b>30.0</b>	22.2	8.9	2.0
障がい種別	身体(n=120)	<b>35.8</b>	25.0	11.7	1.7
	知的(n=52)	<b>26.9</b>	11.5	5.8	0.0
	精神(n=41)	<b>24.4</b>	<b>24.4</b>	4.9	2.4

### (3) 相談について

相談先は、手帳の種類に関わらず「家族や親せき」が大半を占めています。

身体障がい者では、次いで、「友人・知人」が27.3%、「かかりつけの医師や看護師」が23.3%となっています。

知的障がい者では、次いで、「施設の指導員など」が27.4%、「かかりつけの医師や看護師」が17.8%となっています。

精神障がい者では、次いで、「かかりつけの医師や看護師」が47.6%、「友人・知人」が28.2%となっています。

#### ■悩みや困ったことの相談相手【複数選択】

(単位：%)		家族や親せき	友人・知人	近所の人	職場の上司や同僚	施設の指導員など
全体	全体(n=497)	73.6	26.2	4.4	6.4	11.5
障がい種別	身体(n=344)	73.5	27.3	4.9	3.2	6.4
	知的(n=73)	79.5	19.2	2.7	16.4	27.4
	精神(n=103)	68.9	28.2	4.9	9.7	22.3

(単位：%)		ホームヘルパーなどサービス事業所の人	障がい者団体や家族会	かかりつけの医師や看護師	病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	民生委員・児童委員
全体	全体(n=497)	8.0	1.0	27.6	8.9	2.2
障がい種別	身体(n=344)	7.8	1.2	23.3	8.7	2.6
	知的(n=73)	8.2	0.0	17.8	0.0	0.0
	精神(n=103)	13.6	1.0	47.6	12.6	1.0

(単位：%)		通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	相談支援事業所などの民間の相談窓口	行政機関の相談窓口	その他	無回答
全体	全体(n=497)	2.2	3.8	8.7	4.2	7.4
障がい種別	身体(n=344)	1.2	2.0	6.7	2.9	7.8
	知的(n=73)	13.7	9.6	11.0	4.1	4.1
	精神(n=103)	0.0	6.8	13.6	8.7	5.8

## 第2章 野木町の現状

情報の入手方法について、身体障がい者では「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が33.7%、次いで、「行政機関の広報誌」が31.4%となっています。

知的障がい者では「家族や親せき」「施設の指導員など」が26.0%、次いで、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が24.7%となっています。

精神障がい者では「インターネット」が45.6%で、次いで、「家族や親せき」が31.1%となっています。

### ■障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の入手方法【複数選択】

(単位：%)		本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	行政機関の広報誌	インターネット	家族や親せき	友人・知人	施設の指導員など
全体	全体(n=497)	<b>31.0</b>	27.8	26.0	27.2	14.3	11.5
障がい種別	身体(n=344)	<b>33.7</b>	31.4	20.6	27.6	16.3	7.0
	知的(n=73)	24.7	17.8	21.9	<b>26.0</b>	12.3	<b>26.0</b>
	精神(n=103)	26.2	19.4	<b>45.6</b>	31.1	9.7	19.4
(単位：%)		ホームヘルパーなどサービス事業所の人	障がい者団体や家族会	かかりつけの医師や看護師	病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	民生委員・児童委員	通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生
全体	全体(n=497)	7.0	2.4	20.9	12.5	2.2	1.2
障がい種別	身体(n=344)	7.0	2.6	20.9	14.2	2.0	0.6
	知的(n=73)	6.8	4.1	21.9	1.4	0.0	6.8
	精神(n=103)	10.7	0.0	26.2	15.5	2.9	0.0
(単位：%)		相談支援事業所などの民間の相談窓口	行政機関の相談窓口	その他	無回答		
全体	全体(n=497)	3.4	13.5	3.2	9.9		
障がい種別	身体(n=344)	1.5	12.2	1.7	10.5		
	知的(n=73)	6.8	17.8	6.8	9.6		
	精神(n=103)	8.7	12.6	4.9	5.8		

#### (4) ふだんの暮らしについて

現在一緒に暮らしている人について、身体障がい者では「配偶者またはパートナー」が最も高く、知的障がい者及び精神障がい者では「父母・祖父母・兄弟姉妹」が最も高くなっています。

今後3年以内に一緒に暮らしたい人についても同様の結果となっていますが、現在一緒に暮らしている人の割合と比較すると、知的障がい者の「福祉施設やグループホームの利用者と一緒に暮らしたい」や精神障がい者の「一人で暮らしたい」「配偶者またはパートナーと一緒に暮らしたい」の割合が高くなっています。

##### ■現在一緒に暮らしている人【複数選択】

(単位：%)		一人暮らし	父母・祖父母・兄弟姉妹	配偶者またはパートナー	子ども
全体	全体(n=497)	14.1	28.6	<b>41.0</b>	23.5
障がい種別	身体(n=344)	17.2	13.4	<b>53.2</b>	29.7
	知的(n=73)	1.4	<b>79.5</b>	9.6	4.1
	精神(n=103)	10.7	<b>53.4</b>	18.4	14.6
(単位：%)		福祉施設やグループホームの利用者	その他	無回答	
全体	全体(n=497)	5.6	2.6	2.2	
障がい種別	身体(n=344)	4.1	2.3	2.3	
	知的(n=73)	9.6	0.0	0.0	
	精神(n=103)	8.7	5.8	1.9	

##### ■今後3年以内に一緒に暮らしたい人【複数選択】

(単位：%)		一人で暮らしたい	父母、祖父母、兄弟姉妹と一緒に暮らしたい	配偶者またはパートナーと一緒に暮らしたい	子どもと一緒に暮らしたい
全体	全体(n=497)	16.7	23.7	<b>39.8</b>	24.1
障がい種別	身体(n=344)	15.1	11.6	<b>49.1</b>	30.2
	知的(n=73)	4.1	<b>68.5</b>	9.6	4.1
	精神(n=103)	26.2	<b>38.8</b>	25.2	14.6
(単位：%)		福祉施設やグループホームの利用者と一緒に暮らしたい	その他	無回答	
全体	全体(n=497)	7.6	2.6	3.8	
障がい種別	身体(n=344)	7.3	2.0	4.4	
	知的(n=73)	16.4	4.1	4.1	
	精神(n=103)	5.8	4.9	1.9	

希望する暮らしを送るために必要だと思う支援は、手帳の種類に関わらず「経済的な負担の軽減」が最も高くなっています。

身体障がい者では、次いで、「必要な在宅サービスが適切に利用できる」が33.1%、「在宅で医療ケアなどが適切に得られる」が30.8%となっています。

知的障がい者では、次いで、「相談対応などの充実」が41.1%、「情報の取得やコミュニケーションの支援」が39.7%となっています。

精神障がい者では、次いで、「相談対応などの充実」が40.8%で、「情報の取得やコミュニケーションの支援」が32.0%となっています。

■希望する暮らしを送るために必要だと思う支援【複数選択】

(単位：%)		在宅で医療ケアなどが適切に得られる	障がい者に適した住居の確保	必要な在宅サービスが適切に利用できる	生活訓練などの充実	経済的な負担の軽減
全体	全体(n=497)	25.6	16.1	30.0	11.9	<b>49.7</b>
障がい種別	身体(n=344)	30.8	16.0	33.1	5.2	<b>44.2</b>
	知的(n=73)	11.0	30.1	16.4	30.1	<b>53.4</b>
	精神(n=103)	12.6	14.6	23.3	20.4	<b>70.9</b>
(単位：%)		相談対応などの充実	地域住民などの理解	情報の取得やコミュニケーションの支援	その他	無回答
全体	全体(n=497)	25.4	15.1	22.7	7.4	12.1
障がい種別	身体(n=344)	17.7	9.9	16.0	6.4	13.7
	知的(n=73)	41.1	37.0	39.7	4.1	11.0
	精神(n=103)	40.8	21.4	32.0	12.6	6.8



(5) 働くことについて

障がい者の就労支援として必要だと思うことについて、身体障がい者では「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」が28.5%で最も高く、次いで、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が28.2%、「職場の障がい者理解」が25.6%となっています。

一方、知的障がい者では「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が60.3%で最も高く、次いで、「職場の障がい者理解」が54.8%、「仕事についての職場外での相談対応、支援」が41.1%となっています。

また、精神障がい者では「職場の障がい者理解」が55.3%で最も高く、次いで、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が53.4%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が47.6%となっています。

■障がい者の就労支援として必要だと思うこと【複数選択】

(単位：%)		通勤手段の確保	勤務場所におけるバリアフリーなどの配慮	短時間勤務や勤務日数等の配慮	勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること	在宅勤務の拡充
全体	全体(n=497)	23.7	17.5	26.6	30.2	17.3
障がい種別	身体(n=344)	20.6	18.9	19.2	24.1	14.0
	知的(n=73)	38.4	12.3	32.9	27.4	13.7
	精神(n=103)	26.2	14.6	47.6	53.4	30.1

(単位：%)		職場の障がい者理解	職場の上司や同僚に障がいの理解があること	職場で介助や援助などが受けられること	具合が悪くなった時に気軽に通院できること	就労後のフォローなど職場と支援機関の連携
全体	全体(n=497)	36.6	<b>37.4</b>	14.5	31.8	18.3
障がい種別	身体(n=344)	25.6	28.2	13.1	<b>28.5</b>	9.6
	知的(n=73)	54.8	<b>60.3</b>	17.8	35.6	32.9
	精神(n=103)	<b>55.3</b>	53.4	19.4	41.7	35.9

(単位：%)		企業ニーズに合った就労訓練	仕事についての職場外での相談対応、支援	その他	無回答
全体	全体(n=497)	13.5	20.9	5.4	36.0
障がい種別	身体(n=344)	8.1	<b>8.7</b>	4.7	43.9
	知的(n=73)	23.3	41.1	4.1	24.7
	精神(n=103)	21.4	43.7	9.7	16.5

### (6) 外出について

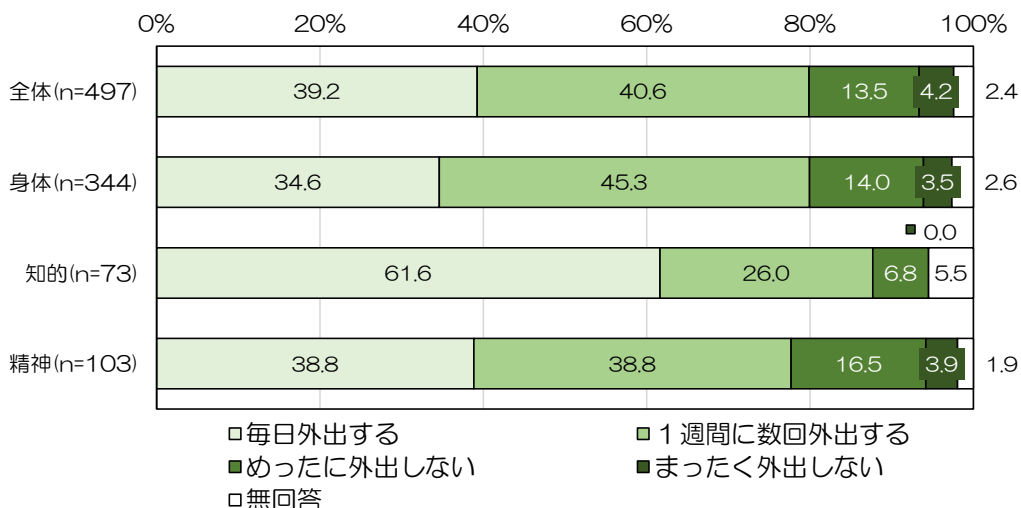
1週間の外出頻度は、「めったに外出しない」と「まったく外出しない」を合わせた『外出しない』の割合をみると、精神障がい者が20.4%で最も高くなっています。次いで、身体障がい者が17.5%、知的障がい者が6.8%となっています。

また、1週間の外出頻度のうち、「毎日外出する」、「1週間に数回外出する」、「めったに外出しない」と回答した人が外出する時に困ることについて、身体障がい者では「公共交通機関が少ない(ない)」が22.9%で最も高く、次いで、「道路や駅に階段や段差が多い」が20.4%、「外出にお金がかかる」が18.6%となっています。

一方、知的障がい者では「周囲の目が気になる」が27.5%で最も高く、次いで、「困った時にどうすればいいのか心配」が24.6%、「外出にお金がかかる」が23.2%となっています。

また、精神障がい者では「外出にお金がかかる」が40.2%で最も高く、次いで、「公共交通機関が少ない(ない)」が33.0%、「困った時にどうすればいいのか心配」が30.9%となっています。

#### ■ 1週間の外出頻度



#### ■ 外出する時に困ること【複数選択】

(単位：%)		公共交通機関が少ない(ない)	電車やバスの乗り降りが困難	道路や駅に階段や段差が多い	切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	外出先の建物の設備が不便	介助者が確保できない
全体	全体(n=464)	25.2	13.8	16.4	8.0	13.4	5.2
障がい種別	身体(n=323)	22.9	16.7	20.4	6.5	16.7	4.6
	知的(n=69)	20.3	13.0	10.1	13.0	14.5	4.3
	精神(n=97)	33.0	6.2	9.3	10.3	8.2	6.2

(単位：%)		外出にお金がかかる	周囲の目が気になる	発作など突然の身体の変化が心配	困った時にどうすればいいのか心配	その他	無回答
全体	全体(n=464)	23.1	11.2	17.5	15.9	6.9	29.3
障がい種別	身体(n=323)	18.6	5.9	16.7	9.9	6.8	31.3
	知的(n=69)	23.2	27.5	18.8	24.6	8.7	23.2
	精神(n=97)	40.2	19.6	23.7	30.9	5.2	23.7

## (7) 障がい福祉サービス等の利用について

現在利用している障がい福祉サービスについて、身体障がい者では「居宅介護（ホームヘルプ）」が2.9%、知的障がい者では「生活介護」が16.4%、精神障がい者では「就労継続支援（A型、B型）」が13.6%でそれぞれ最も高くなっています。

また、今後3年以内に新たに利用したい障がい福祉サービスについて、身体障がい者では「施設入所支援」が4.4%、次いで、「居宅介護（ホームヘルプ）」「短期入所（ショートステイ）」が3.8%となっています。

知的障がい者では「施設入所支援」「共同生活援助（グループホーム）」が8.2%、次いで、「短期入所（ショートステイ）」が5.5%となっています。

精神障がい者では「自立生活援助」が7.8%、次いで、「施設入所支援」「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」が5.8%となっています。

## ■現在利用している障がい福祉サービス（全体の上位12項目）

(単位：%)		就労継続支援 (A型、B型)	計画相談支援	居宅介護 (ホームヘルプ)	短期入所 (ショートステイ)	生活介護	放課後等デイサービス
全体	全体(n=497)	5.0	4.8	3.0	3.0	3.0	2.4
障がい 種別	身体(n=344)	0.6	1.7	2.9	2.3	2.3	1.2
	知的(n=73)	15.1	12.3	4.1	12.3	16.4	15.1
	精神(n=103)	13.6	12.6	3.9	1.0	1.0	0.0
(単位：%)		同行援護	自立訓練（機能訓練、生活訓練）	共同生活援助 (グループホーム)	就労移行支援	就労定着支援	障害児相談支援
全体	全体(n=497)	1.2	1.2	1.0	1.0	1.0	1.0
障がい 種別	身体(n=344)	1.5	0.6	0.9	0.3	0.0	0.3
	知的(n=73)	1.4	1.4	2.7	1.4	2.7	6.8
	精神(n=103)	1.0	2.9	2.9	3.9	2.9	0.0

## ■今後3年以内に新たに利用したい障がい福祉サービス（全体の上位12項目）

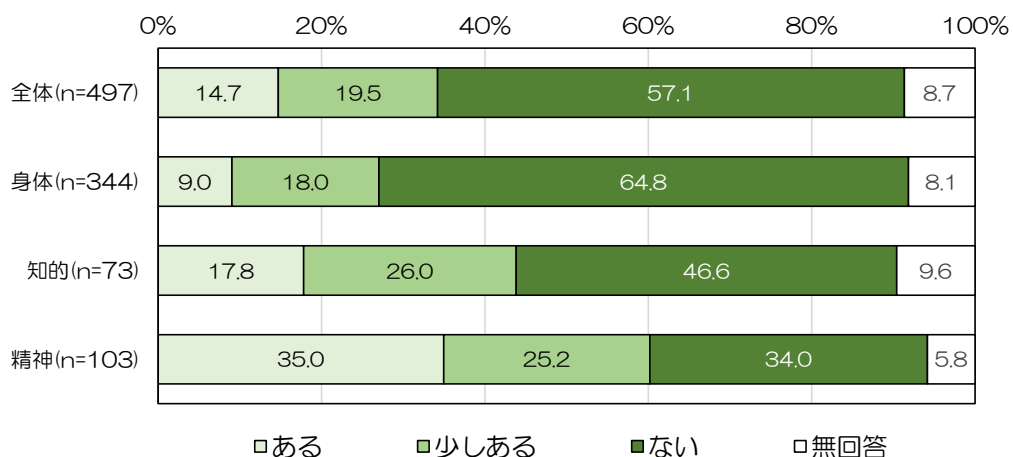
(単位：%)		施設入所支援	居宅介護 (ホームヘルプ)	短期入所 (ショートステイ)	生活介護	自立生活援助	共同生活援助 (グループホーム)
全体	全体(n=497)	4.8	4.0	3.0	2.6	2.6	2.4
障がい 種別	身体(n=344)	4.4	3.8	3.8	2.0	0.9	1.5
	知的(n=73)	8.2	1.4	5.5	4.1	2.7	8.2
	精神(n=103)	5.8	4.9	1.0	4.9	7.8	1.9
(単位：%)		自立訓練（機能訓練、生活訓練）	計画相談支援	就労移行支援	同行援護	就労継続支援 (A型、B型)	就労定着支援
全体	全体(n=497)	2.4	2.2	2.0	1.6	1.6	1.6
障がい 種別	身体(n=344)	0.9	1.7	0.9	1.2	0.3	0.6
	知的(n=73)	4.1	2.7	2.7	1.4	4.1	2.7
	精神(n=103)	5.8	3.9	4.9	2.9	3.9	3.9

### (8) 権利擁護について

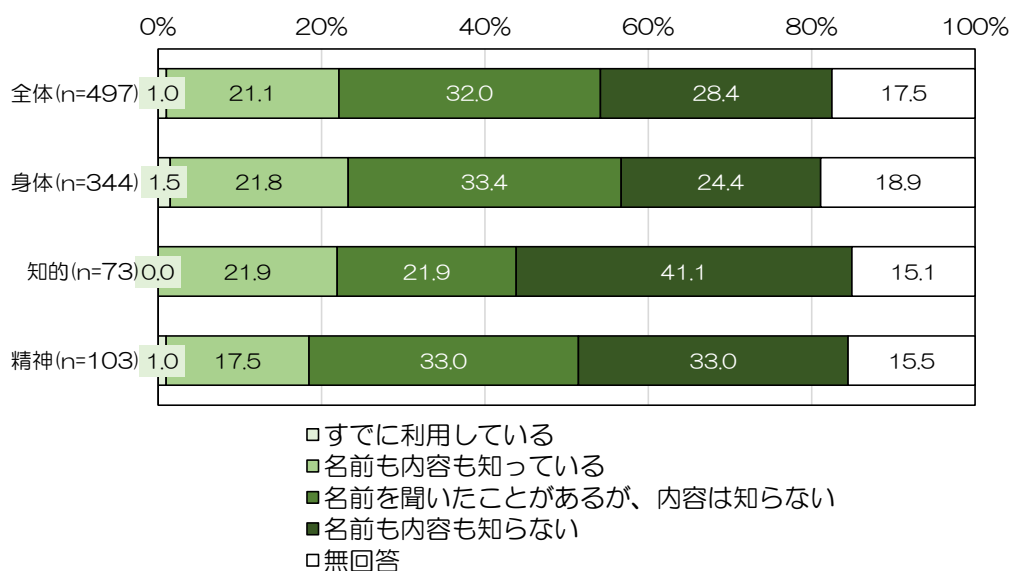
障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した) ことについて、「ある」と「少しある」を合わせた『経験あり』の割合をみると、精神障がい者が60.2%で最も高くなっています。次いで、知的障がい者が43.8%、身体障がい者が27.0%となっています。

成年後見制度の認知度について、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」と「名前も内容も知らない」を合わせた割合は、手帳の種類に関わらず約6割を占めています。

#### ■障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した) ことの有無



#### ■成年後見制度の認知度



(9) 災害時について

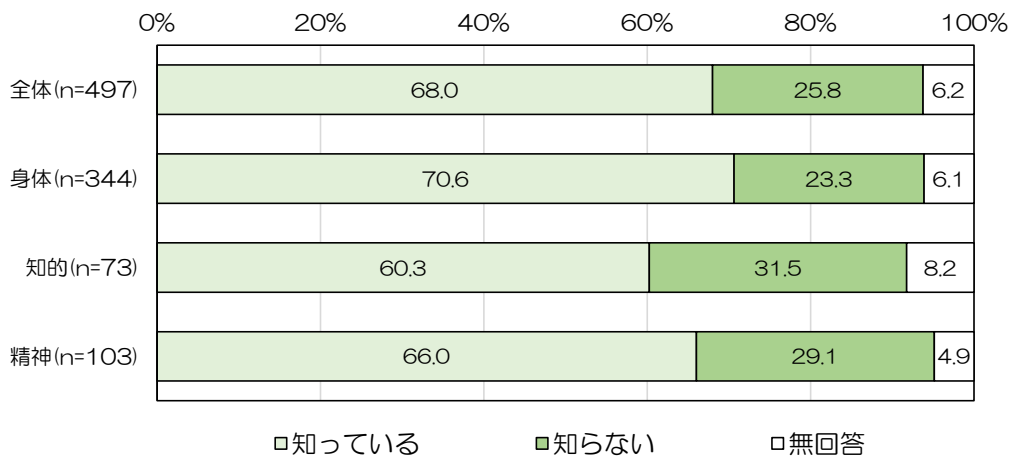
災害時の避難場所の認知度について、全体の「知らない」の割合をみると25.8%で、その中で知的障がい者が31.5%で最も高くなっています。

水害や地震などの災害時に困ることについて、身体障がい者では「投薬や治療が受けられない」が48.3%、次いで、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が43.6%となっています。

知的障がい者では「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が53.4%、次いで、「周囲とコミュニケーションがとれない」が47.9%となっています。

精神障がい者では「投薬や治療が受けられない」が61.2%、次いで、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が48.5%となっています。

■災害時の避難場所の認知度



■水害や地震などの災害時に困ること【複数選択】

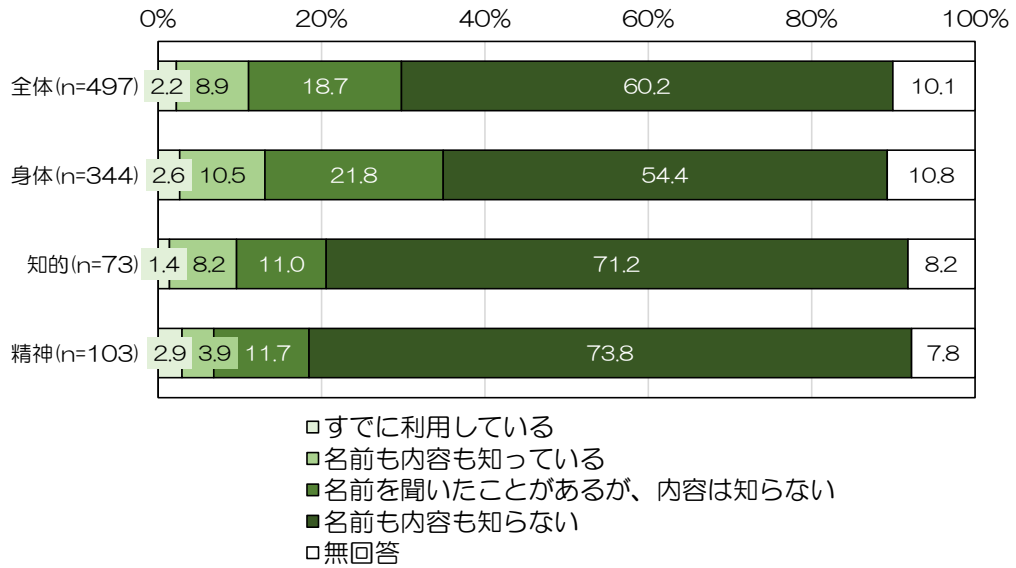
(単位：%)		投薬や治療が受けられない	補装具の使用が困難になる	補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	救助を求めることができない	安全なところまで、迅速に避難することができない	被害状況、避難場所などの情報が入手できない
全体	全体 (n=497)	48.5	8.0	13.1	17.7	35.2	13.7
障がい種別	身体 (n=344)	48.3	9.9	14.8	16.0	36.0	11.0
	知的 (n=73)	34.2	2.7	15.1	35.6	43.8	27.4
	精神 (n=103)	61.2	2.9	7.8	16.5	28.2	13.6

(単位：%)		周囲とコミュニケーションがとれない	避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安	その他	特にない	無回答
全体	全体 (n=497)	18.3	44.7	2.4	11.3	11.3
障がい種別	身体 (n=344)	10.2	43.6	1.5	12.2	11.6
	知的 (n=73)	47.9	53.4	0.0	6.8	12.3
	精神 (n=103)	29.1	48.5	5.8	7.8	11.7

避難行動要支援者支援制度の認知度について、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」と「名前も内容も知らない」を合わせた割合は、手帳の種類に関わらず約8割を占めています。

■避難行動要支援者支援制度の認知度



## 第3章

# 計画の基本的な考え方





## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1節 基本理念と基本目標

本計画では、『障がいのある人もない人も、誰もが基本的人権を尊重されながら、住み慣れた地域で、自己選択と自己決定に基づいて、自分らしい生活を送る』ノーマライゼーションの理念と、『障がいのある人・高齢者・子どもなどすべての人々が、豊かな暮らしと生きがいとともに創り、尊重し合いながら共生する』地域共生社会の理念の実現を基本理念とし、『笑顔がある 温もりがある やさしさがある まちづくり』を基本目標として掲げます。

これらは平成30年3月に策定した野木町障がい者プランの考え方を踏襲するもので、より一層の推進を図ることで、障がいの種類や程度を問わず、障がいのある人ができるだけ住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちづくりを目指します。

#### 1 基本理念

- 障がいのある人もない人も、誰もが基本的人権を尊重されながら、住み慣れた地域で、自己選択と自己決定に基づいて、自分らしい生活を送る
- 障がいのある人・高齢者・子どもなどすべての人々が、豊かな暮らしと生きがいとともに創り、尊重し合いながら共生する

#### 2 基本目標

**笑顔がある 温もりがある やさしさがある まちづくり**

## 第2節 基本的施策

---

本計画の基本理念を実現するため、これまでの町の取り組みを踏まえつつ、社会情勢の変化や障がいのある人のニーズを考慮して、本計画においては、次の3つの基本的施策に基づき、施策を推進します。

### I 一人ひとりの生活ニーズに合った支援の仕組みづくり

障がいの状況、家庭環境、生活様式等の多様化、高齢化や社会情勢の急速な変化による福祉課題の複雑化・複合化等により、総合的な対応が必要とされています。

また、障がいがあっても、地域で安心して自分らしく暮らしていくためには、個々の特性やライフステージに応じ、本人が希望するニーズを踏まえた支援を行いつつ、生涯にわたってサポートできる仕組みづくりが求められています。

そのため、福祉・保健・医療・教育・就労などの様々な分野が一体となって、総合的に相談に応じ、必要な支援を迅速に行うことができる包括的な相談支援システムを推進します。

### II あらゆる分野で障がい者の社会参加を進める環境づくり

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、一人ひとりの障がいや特性に配慮した教育や指導等を充実するとともに、希望や適性に応じた就労及び活動支援を行っていくことが重要です。

そのためには、ノーマライゼーションの理念浸透・普及を図り、福祉・教育・労働等の関係機関と連携しながら、障がいのある人が社会参加できる環境を整備します。

### III 地域の人々が支え合い、ともに生きる地域づくり

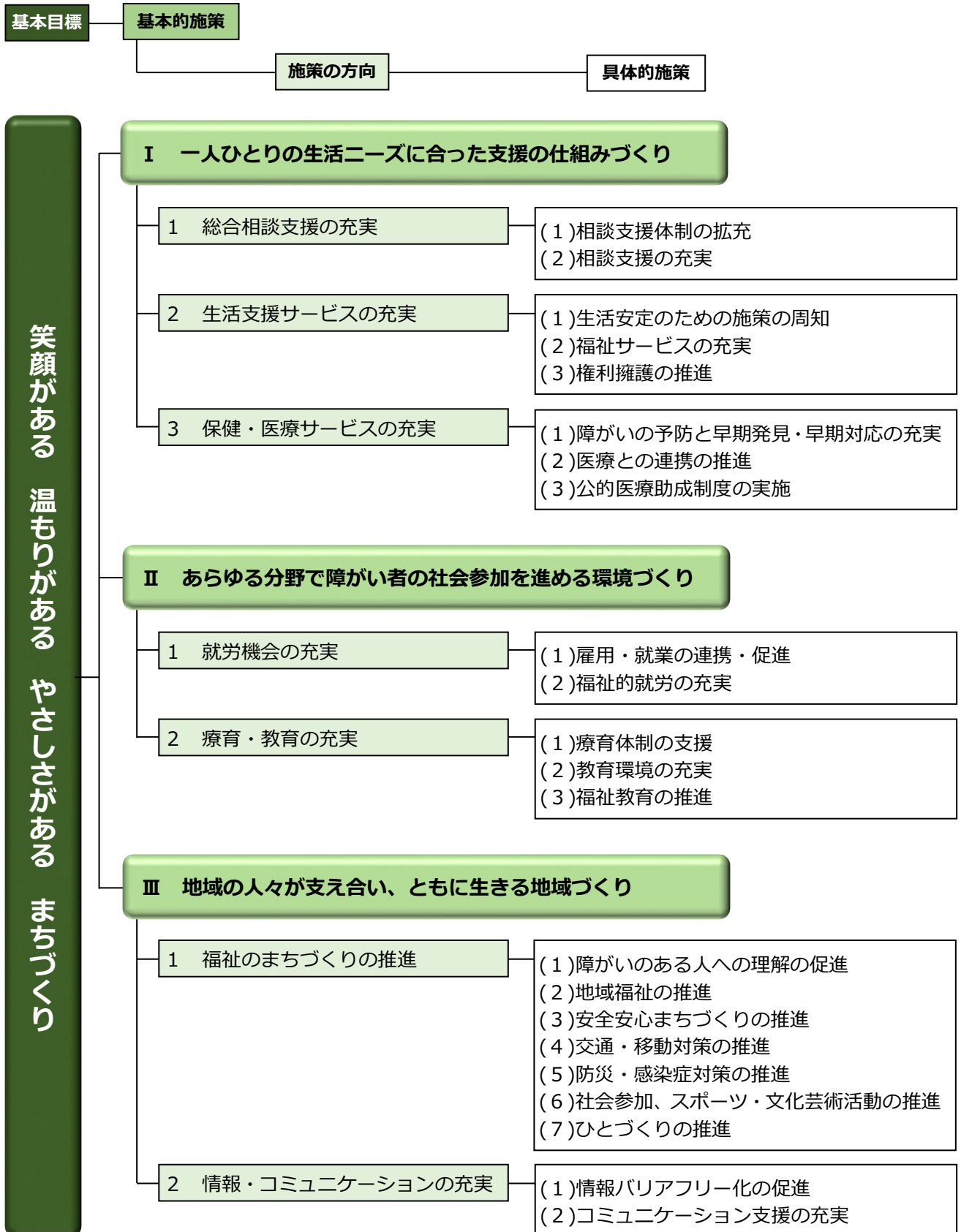
急速に進む都市化や人口減少のほか、新型コロナウイルス感染症の影響で様々な活動において自粛が強いられたことにより、地域でのつながりが弱まっています。また、少子化や核家族化の進行などにより、家庭の機能の低下も生じており、社会的孤立や制度の狭間の問題等が生じています。

障がいのある人のみならず、高齢者や子どもなど、生活に困難を抱える人等を支援していくためには、希薄になった地域のつながりを再構築し、地域全体が連帯する中で、地域の様々な資源を活かしながら取り組むことが求められています。

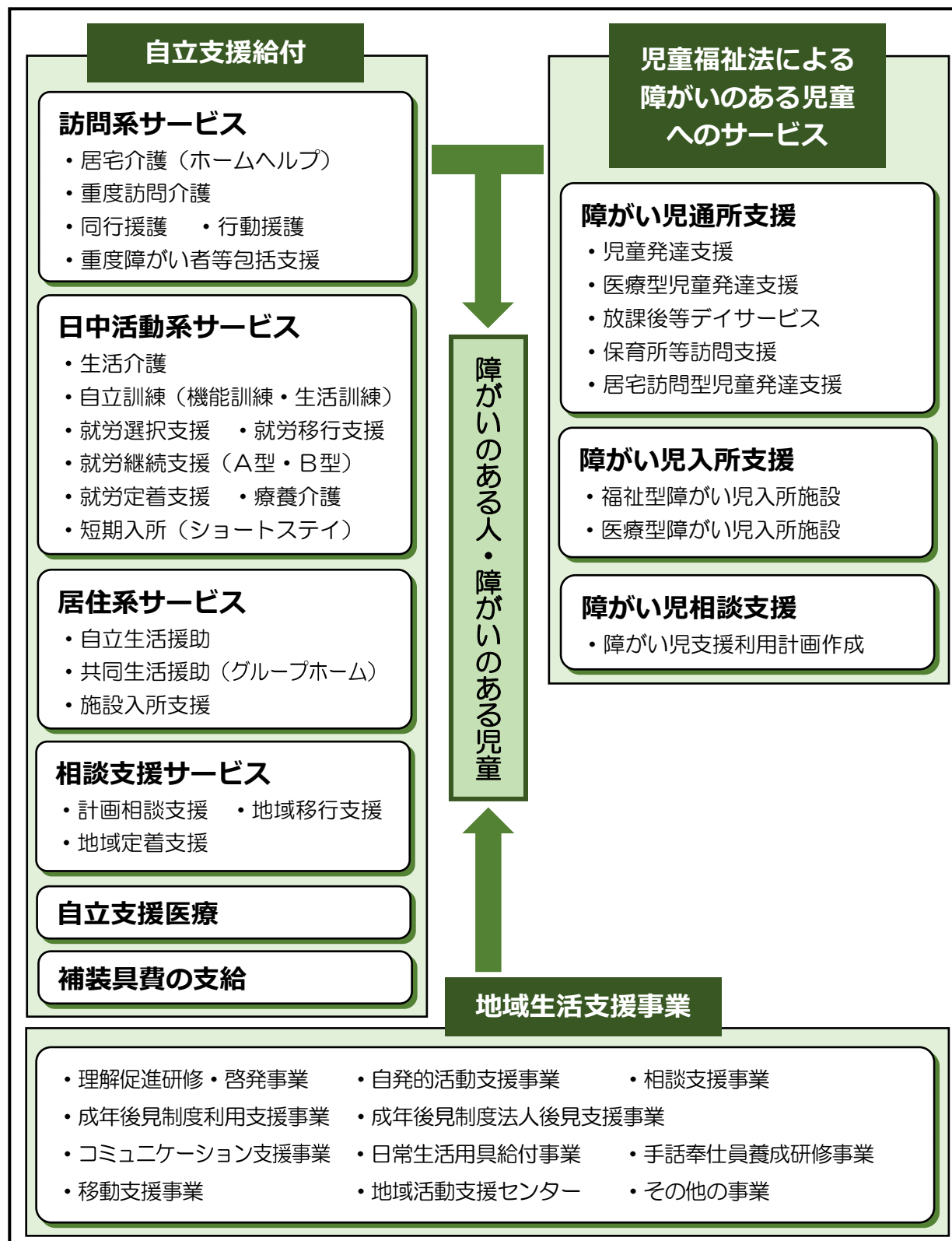
そのため、身近な地域でお互いを理解し、助け合い支え合う共助の意識を醸成するとともに、すべての人が主体的に活動できる地域づくりを推進します。

## 第3節 施策体系

### 1 障がい者計画の施策体系



## 2 障がい福祉サービス等の体系



## 第4章

### 第4期野木町障がい者計画



## 第4章 第4期野木町障がい者計画

### 基本的施策Ⅰ 一人ひとりの生活ニーズに合った支援の仕組みづくり

#### 1 総合相談支援の充実

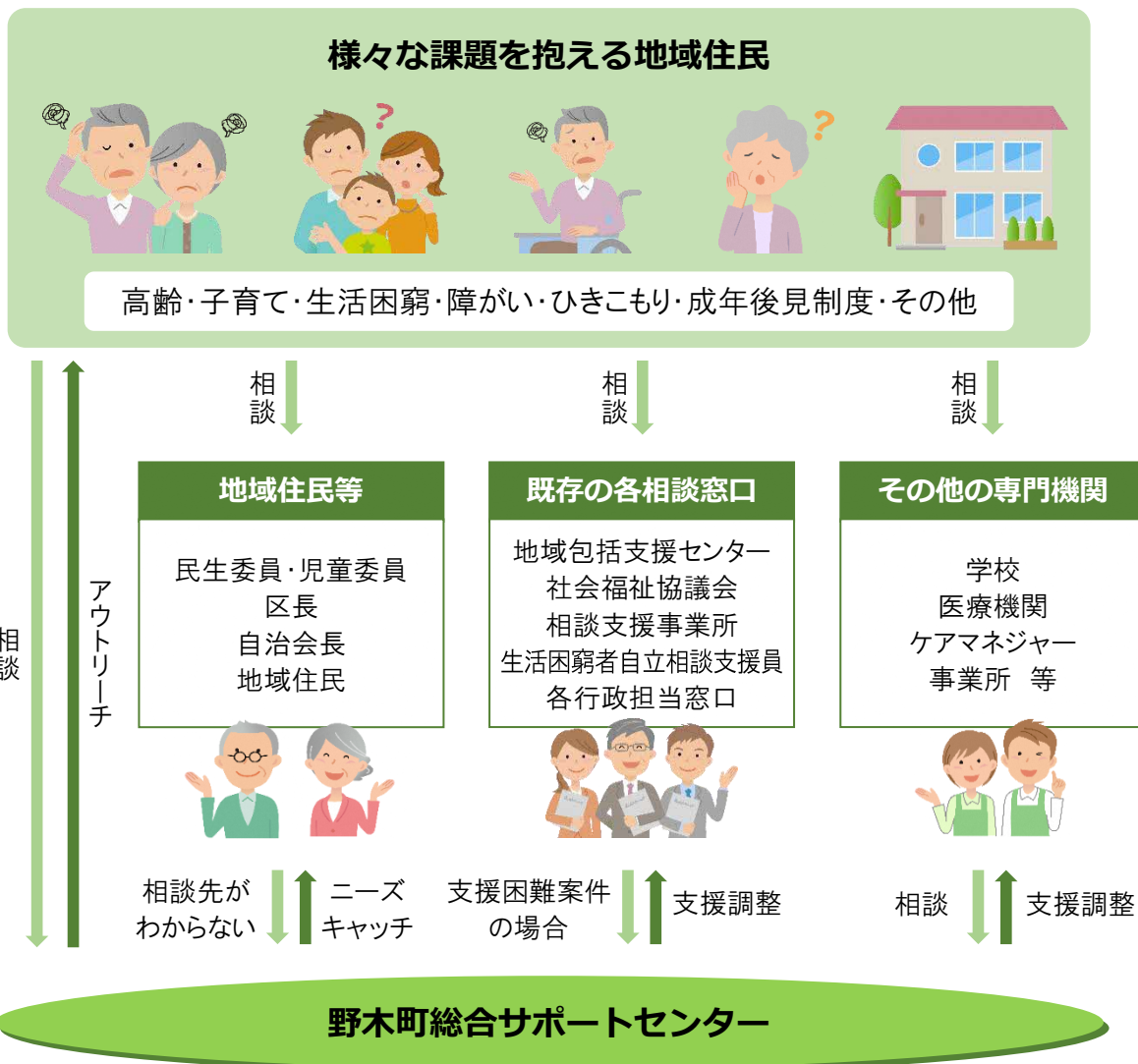
複雑で多様性のある課題に対応するためには、障がい、高齢、子どもなど、あらゆる相談にワンストップで対応できる窓口が必要です。

また、課題の解決のためには、ライフステージに応じた包括的な支援システムが必要です。

#### 現状と施策の方向性

- 障がいのある人の自立と社会参加を支援するためには、総合的な相談・支援体制を充実させることが必要となります。また、多様な生活ニーズに対応するため、地域包括ケアシステムの考え方を取り入れた地域共生社会の実現が求められています。
- 社会情勢の変化に伴い、相談内容が複雑かつ困難なケースが増加しており、障がいのある人やその家族が安心して社会生活を送れるように相談・支援体制を一層充実させる必要があります。
- 手帳所持者アンケートでは、相談先について「家族・親せき」への相談が最も多く、身近な家族や親族と助け合うことができるよう支援することが重要です。
- 医療機関や福祉施設への相談も多く、関係機関のつながりを強化し、包括的な支援体制の構築が求められています。
- 平成31年4月に開設した野木町総合サポートセンターでは、福祉・保健・介護等の専門職員が、心配ごとや不安なことなどの解決に向けた支援を行っています。
- 野木町では、令和4年度より重層的支援体制整備事業に取り組んでいます。重層的支援体制整備事業は、町全体の支援機関等が断らずに相談を受け止め、つながり続ける支援体制を構築することを目的としています。既存の支援機関の機能や専門性を活かし、相互にチームとして連携を強めながら、町全体として包括的な支援体制を整備しています。

■野木町総合サポートセンターの取り組み





## (1) 相談支援体制の拡充

施策・事業名	施策・事業内容
野木町総合サポートセンター事業	<p>介護、障がい、子育て、生活困窮等の分野を問わない総合的な相談支援体制を整備しています。</p> <p>また、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業に取り組んでいます。</p>

## (2) 相談支援の充実

施策・事業名	施策・事業内容
障がい者相談支援事業	<p>障がいのある人や家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、福祉サービスの利用支援などのニーズに応じた支援を行うとともに、虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な支援を行います。</p>
生活困窮者自立相談支援事業	<p>生活困窮者からの相談に応じ、課題を踏まえた「自立支援計画」の作成や、関係機関との連絡・調整などを行います。</p>
ふれあい福祉総合相談	<p>社会福祉協議会で、様々な生活上の悩みや問題に関して気軽に相談できる体制を整え、適切な助言や情報提供を行うための各種相談事業を行います。</p>

## 2 生活支援サービスの充実

障がいのある人が地域で生活していくために必要とするサービスは、個人により様々であり、ライフイベントにより変化していきます。

一人ひとりが必要なサービスを適切に提供できるよう相談支援を継続的に行うことや、様々な関係機関が連携し、協働で支援を行う包括的な支援体制の構築が必要です。

### 現状と施策の方向性

- 障がいのある人が、地域で自立して生活していけるよう、障がい福祉サービスの充実に努める必要があります。
- 地域のつながりが弱まり、社会的孤立や公的なサービスのみでは解決できない問題も増えており、インフォーマルなサービスの拡充を図る必要があります。
- 障がいのある人本人の意向を尊重し、長期の施設入所者や退院可能な精神障がい者が地域へ移行できるよう支援していく必要があります。また、地域で自立した生活を送れるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築する必要があります。
- 難病患者の安定した療養生活を確保し、高次脳機能障がいについては公的制度の狭間に取り残されることがないように、きめ細かな福祉サービスを検討していく必要があります。
- 発達障がいのある人が、乳幼児期からの成長の度合いに応じた療育的な支援や環境の配慮が受けられる体制の整備や相談体制の充実を推進する必要があります。
- 十分な自己決定や意思表示が困難な障がいのある人が、人権や財産に対する侵害を受けられないよう、権利擁護体制の確立や相談体制の充実が求められています。
- 手帳所持者アンケートでは、成年後見制度の認知度が低く、更なる周知の必要があります。
- 収入や物価高騰等の問題から、生活費など経済面の不安も大きくなっており、現状の分析と今後の施策の検討が求められています。
- 手帳所持者アンケートでは、希望する暮らしを送るために「経済的な負担の軽減」を求める声が多くなっています。
- 介護者の高齢化が進んでおり、介護者支援の取り組みを充実するとともに、介護によるストレスが虐待等につながらないように虐待予防の視点を持つことや虐待発生時の早期対応等が求められています。
- 医療的ケアを必要とする子どもの多くは、在宅で保護者の介護を受けているため、保護者の負担を軽減するため、医療的ケアに対応できる事業所の確保が求められています。

## (1) - 1 生活安定のための施策の周知【手当・見舞金等】

施策・事業名	施策・事業内容
特別障がい者手当	20歳以上で重度の心身障がいのある人で絶対安静が必要な人、全面介護が必要な人に手当が支給されることを周知します。
障がい児福祉手当	精神又は身体に著しい重度障がいがあるため、日常生活で常時介護を必要とする程度の障がいのある20歳未満の人に手当てが支給されることを周知します。
特別児童扶養手当	障がいのある20歳未満の児童を監護している父又は母、父母がいなくばはその児童を養育している人に手当が支給されることを周知します。
特定疾患患者介護手当	栃木県特定疾患治療研究事業の対象者、又は対象患者を介護している人に手当が支給されることを周知します。
障がい基礎年金	病気やケガで一定の障がい状態になった場合、年金が支給されることを周知します。
特別障がい給付金	国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障がい基礎年金等を受給していない障がいのある人に年金が支給されることを周知します。
心身障がい者扶養共済制度	障がいのある人を扶養している保護者が掛金を納付することにより、保護者が死亡や重度の障がいになった場合、障がいのある人に一定額の年金が支給されることを周知します。
更生訓練費給付事業	身体障がいのある人で就労移行支援又は自立訓練等を利用している人に更生訓練費が支給されることを周知します。

## (1) - 2 生活安定のための施策の周知【税の控除・減免、運賃等の割引】

施策・事業名	施策・事業内容
税の控除	障がい者手帳所持者若しくは扶養している人は、税の申告により、所得税及び町民税の一定額が控除になることを周知します。
自動車税・自動車取得税の減免	障がいのある人本人、または生計をともにする人が自動車を所有し、障がいのある人の通院等のために使用する場合、1台分の自動車税及び自動車取得税が減免されることを周知します。
運賃等の割引	公共交通機関の運賃や有料道路料金、その他の割引制度を周知します。
NHK放送受信料の免除	NHK放送受信料の免除制度を周知します。

## (2) 福祉サービスの充実

施策・事業名	施策・事業内容
訪問系サービスの実施※	居宅で入浴、排せつ、食事の介護、重度の障がいのある人や自己判断能力が制限されている人に対する外出時の移動支援等を行います。
日中活動系サービスの実施※	自立と社会経済活動への参加に向け、必要な訓練及び職業の提供を行うなど、施設で昼間の活動を支援します。
居住系サービスの実施※	障がいのある人に住まいの場を提供し、日常生活上の介護などの必要なサービスを提供します。
地域生活支援事業の実施	障がいのある人が、自らの能力や適性に応じ、自立した日常生活を送ることができるように、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟なサービスを提供します。
住宅改修費等の助成	身体障がいのある人が日常生活における利便性を図るため、居室、浴室、トイレ等の住宅改修費の一部を助成します。
障がい児福祉サービスの実施※	支援を必要とする子どもに対し、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練、生活能力の向上のための訓練、その他必要な支援等を行います。
ふれあいサービスの実施	障がいのある人の世帯に対し、住民相互の支え合いによるごみ出しや買い物支援など会員制の生活支援サービスを提供します。

※障害福祉サービスの事業内容です。

## (3) 権利擁護の推進

施策・事業名	施策・事業内容
日常生活自立支援事業	障がいのある人の権利と財産を守り、安心して自立した生活ができるよう、福祉サービスの利用の援助、日常的金銭管理を実施します。
障がい者虐待防止センター事業	24時間体制で、障がい者虐待の相談、通報・受理などを行います。
虐待防止対策	障がいのある人に対する虐待防止や虐待発生時の早期対応等のため自立支援協議会や相談支援事業者、関係機関と連携し、対応します。
成年後見制度等利用支援事業	成年後見人等が必要な人に対し、申立てに係る手数料、診断書料、鑑定料等の支援を行うとともに、事業の周知を図ります。また、国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、施策等の検討を行います。
法人後見事業	障がいのある人で意思決定が困難な人の判断能力を補うため、社会福祉法人やNPO法人等が成年後見人等になることにより、財産管理、身上保護を行い、その権利を擁護します。

### 3 保健・医療サービスの充実

先天的な疾患や病気、事故など、心身の障がいは様々な原因によって引き起こされます。予防や早期発見、早期治療等のため、妊娠期からのサポートをはじめ、ライフステージにおける保健事業の充実と施策の推進が必要です。

また、医療的ケアを必要とする子ども、発達障がい、虐待、心の健康など、様々な課題が増えており、関係機関の更なる連携、学校卒業後の支援等が重要です。

#### 現状と施策の方向性

- 安全・安心な妊娠・出産・育児のために、各事業や関連機関の連携体制を強化し、子育てに寄り添う支援が必要です。
- 乳幼児の健康診査や相談・指導を充実し、障がいの早期発見に努め、早期対応につなげていくことが大切です。
- 小児期における病気や不慮の事故などによって起こる障がいを未然に防ぐために、町民や関係者への知識の普及啓発が大切です。
- 医療的ケアを必要とする子どもについては、医療機関を中心に関係機関との早期からの連携が必要です。
- 障がいのある人の加齢による身体的機能の低下や疾病が増えています。脳血管疾患や心疾患、糖尿病などの生活習慣病予防のため、各種健康診査や保健事業などの施策を充実し、生活習慣病健診の受診勧奨や介護予防教室など健康づくりを一層推進していく必要があります。
- 疾患の原因が不明で効果的な治療方法が確立されていない難病等については、症状や生活状況に応じて必要な支援が受けられるような、きめ細かな支援が求められています。
- 社会や生活環境の変化によるストレスから心の健康を損なう人が増加しています。精神疾患は生活習慣病と同様に、誰もがかかりうる病気であることを認識するため、心の健康づくりの推進や自殺予防に関する知識の普及・啓発が大切です。

(1) 障がいの予防と早期発見・早期対応の充実

施策・事業名	施策・事業内容
健康診査事業	健康診査や各種がん検診を実施し、生活習慣病の早期発見・早期治療に努めます。
健康教育の実施	生活習慣病改善のために、中高齢層や妊産婦・母子を中心に、健康づくりに関する各種講座等、健康教育を実施し、健康管理意識の向上、疾病の予防知識の普及啓発を図ります。
訪問指導の実施	家庭訪問をすることにより、地域に生活する対象者のニーズに応じた指導を行い、疾病の予防や早期支援を図ります。
プレママ・プレパパ教室	妊娠期から産後の育児までの知識の普及や赤ちゃんのお世話の仕方の確認をすることで、安心した妊娠期を過ごし、育児のイメージの確立を図ります。妊娠期や産後の相談に応じることで、不安の軽減を図ります。パートナーや家族の教室参加や妊婦体験を通して、妊産婦への理解を深め、家庭内の育児協力を推進します。
産前産後サポート教室	助産師・保健師等が、妊産婦の不安や悩みを傾聴し、不安の軽減を図ります。また、参加者同士の交流や情報交換の場を提供することで、子育てに関する悩みや思いを共有し、家庭や地域での孤立感の解消を図ります。
妊婦健康診査事業	妊婦及び胎児の健康状態を定期的に確認することで、安心・安全に妊娠期間を過ごせるよう推進します。疾病の早期発見・早期治療を目的に妊婦健康診査の費用を助成します。
産婦健康診査事業	産婦の心身の健康状態を確認することで、産後の支援が必要な方を早期に把握し、疾病の早期発見・早期治療、産後うつ等の予防に努めます。産後2週間及び産後1か月の産婦健康診査の費用を助成します。
新生児聴覚検査事業	聴覚障がいの早期発見・早期治療を目的に、入院中の新生児に実施する新生児聴覚検査の費用を助成します。
1か月児健康診査事業	乳児の成長発達の確認、疾病の早期発見・早期治療を目的に1か月児健康診査の費用を助成します。
乳幼児健康診査の実施	4か月児、8か月児、1歳6か月児、3歳児の健康診査時に、発育・発達の確認をし、病気や障がいの早期発見・早期支援を行います。また、一連の対応を適切・効果的に進めるため、各種健康診査後の事後指導を実施します。
2歳児歯科健診事業	従来の歯科健診事業に追加し、幼児期からの歯の健康づくりを推進します。
育児相談	育児について悩みや不安がある保護者に対し、個別に保健師や管理栄養士が相談に応じ、育児不安の軽減を図ります。
親子教室の実施	発達に課題のある幼児と、幼児との関わり方に不安を持つ保護者に対し、遊びや関わりを通して発達を促すとともに、保護者に関わり方を学んでもらい、育児不安の軽減を図ります。幼児の発達経過を観察し必要な支援につなげます。
乳幼児発達心理相談事業	発達に関する相談について、臨床心理士等が乳幼児の発達状況を確認し、発達や関わり方についての専門的な助言を行い、保護者の育児不安の軽減を図り、関係機関との連絡調整を行います。
5歳児相談	就学に向けて早期に発達課題や障がいの有無を確認し、適切な療育の提供や保護者の障がいの受容の支援を行うことで、子どもの健全育成、発達支援を推進するとともに保護者の育児支援を図ります。

施策・事業名	施策・事業内容
幼児ことばの教室	言葉の発達で気になる幼児及び保護者に対して、幼児が健全な社会生活を送れるように、言語聴覚士が適切な相談、助言及び指導を行います。
のびのび教室	集団生活での活動に不安のある年長児とその保護者を対象に、各小学校・保育施設等のスタッフや関係機関との連携を図りながら、小学校生活の疑似体験を行い、円滑な就学に向け児童の特徴にあった支援の方法を提供します。
特別支援教育相談事業 (巡回相談)	臨床心理士等の相談員が、幼稚園・認定こども園、保育所(園)、小中学校で行動観察を行い、児童・生徒の発達課題を明らかにし、保護者や教職員への支援を行います。

## (2) 医療との連携の推進

施策・事業名	施策・事業内容
心の健康づくりと 自殺予防対策事業	保健師や社会福祉士等による訪問を行い、心のケアに努めています。医療機関をはじめとした関係機関と連携し、病気に対するサポート体制を構築していきます。さらに「こころの相談」や「自殺予防啓発街頭活動」を実施し、自殺予防対策を今後も継続していきます。また、ゲートキーパー養成講座を実施し、自殺予防に関する知識の普及啓発を図ります。
広域医療体制の充実	町内をはじめ、近隣の医療機関や訪問看護ステーションと連携した広域的な医療体制づくりを行います。
医療との連携	医療的ケアを必要とする子どもなどについて、病院や訪問看護ステーション等と情報共有し、支援等について協議します。

## (3) 公的医療助成制度の実施

施策・事業名	施策・事業内容
自立支援医療(更生医療)	身体上の障がいを軽くしたり、回復させたりし、就業や日常生活能力などを回復・改善するための医療(心臓手術、人工透析、じん臓移植手術等)に対して、医療費の一部を助成します。
自立支援医療(育成医療)	18歳未満の子どもの身体機能を改善するための医療に対して医療費の一部を助成します。
自立支援医療 (精神通院医療)	精神科などに継続して通院する場合、その医療費の一部を助成します。
重度心身障がい者医療費 の助成制度	必要な医療を継続的に受けられるよう、重度の障がいのある人を対象に医療費を助成します。

## 基本的施策Ⅱ あらゆる分野で障がい者の社会参加を進める環境づくり

### 1 就労機会の充実

雇用の充実のためには、一人ひとりのニーズに応じた就労支援や、就労継続のための支援、職場環境の整備、障がい者雇用に関する理解の促進、関係機関の連携が必要です。

特に、精神障がいのある人や知的障がいのある人は多様なニーズがあり、今後は就労後の定着も視野に入れ、在学中からの連携も深めた幅広い支援や就労先・働き方の選択支援が必要となります。

#### 現状と施策の方向性

- 一層の障がい者雇用促進を図るため、ハローワーク及び障がい者就業・生活支援センターと連携を図り、就業機会の確保や就労を継続していくための支援、地域における支援体制の充実が求められています。
- 障がいのある人の自立や社会参加のためには、就業は大きな意味をもっており、働く意欲のある障がいのある人が個々の適性等に応じて働けるように、就業支援機関や教育機関などと連携を図りながら、就業支援施策を推進する必要があります。
- 障がいのある生徒が卒業後も主体的に社会参加できるよう、教育部門、福祉部門、労働部門と連携しながら、進路指導体制の充実を図る必要があります。
- 令和4年9月に、町はハローワークと雇用対策の協定を結び、障がいのある人のニーズに対応するための就労支援や雇用確保を効果的かつ一体的に推進しています。
- 令和6年4月から、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」により段階的に法定雇用率が引き上げとなり、障がいのある人の働く場が拡充されています。
- 障がいのある人本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、「就労選択支援」というサービスが新たに創設されています。
- 手帳所持者アンケート調査では、障がいのある人が働くために必要なこととしては、「職場の理解」や「障がいに配慮した業務内容や職場環境」、「家族や介助者の理解やサポート体制」などが多く、障がいへの理解や配慮が求められています。



## (1) 雇用・就業の連携・促進

施策・事業名	施策・事業内容
関係機関との連携事業	ハローワークや障がい者就業・生活支援センター等と連携し、障がいのある人及び雇用者等それぞれの立場における職種や就労形態のニーズを把握し、雇用・就業の促進を図ります。
障がい者雇用の啓発	障がい者雇用支援月間等の周知など、障がい者雇用に関する啓発を行います。
障がい者優先調達法の推進	障がい者優先調達推進庁内連絡会議において、障がい者就労施設等からの物品等の調達目標を定め、障がい者就労施設で就労する障がいのある人等の自立を図ります。

## (2) 福祉的就労の充実

施策・事業名	施策・事業内容
就労選択支援※	障がいのある人が一般就労や就労系障害福祉サービス事業所などを自ら選択することや、能力や適性、地域社会や地域の事業所の状況に合った選択ができるよう支援します。
就労移行支援※	一般企業等への就労を希望する障がいのある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援※ (雇用型・非雇用型)	一般企業等での就労が困難な障がいのある人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援※	就労に伴う生活等の課題に対応できるよう、本人・家族・事業所等の連絡調整などの支援を行い、就労の継続を図ります。

※障害福祉サービスの事業内容です。

## 2 療育・教育の充実

障がいのある児童・生徒の療育や教育の充実のためには、個々の障がい特性に応じた環境の配慮やきめ細かな教育体制の整備、一貫した相談支援体制、関係機関の連携が大切です。

また、障がいのある児童・生徒の精神的及び身体的な能力等を最大限に伸ばすためには、障がいの有無に関わらず、ともに学び、交流する機会が必要です。

### 現状と施策の方向性

- 障がいのある児童・生徒の可能性を最大限に伸ばすため、通常の学級における指導を受けることが困難であったり、通常の学級における指導だけでは十分な教育効果が期待できない児童・生徒について、一人ひとりの障がいの特性や適性などに配慮した、きめ細かな教育体制を確保することが望まれています。
- 身近な地域で療育支援が受けられる体制の整備を図るため、保健、医療、福祉、教育など関係機関の連携を一層強化し、障がいのある子ども及びその保護者に対する一貫した相談支援を行うことが重要です。
- 発達障害者支援法及び障害者差別解消法により、発達障がいの早期発見、療育支援、障がい特性に配慮した教育及び就労の場の支援が求められています。
- 児童・生徒に対し福祉に対する関心を高める啓発や人権教育、福祉活動等を行うとともに、「インクルーシブ教育」の考え方にに基づき、合理的配慮をした上で障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒がともに学べる場の充実に努めます。
- 障がいのある幼児に対しては、保育所（園）などでの受け入れ体制の整備と、保護者の悩みや不安に応える相談体制の充実に努めます。
- 障がいのある児童・生徒の教育については、特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童・生徒に加え、小学校、中学校の通常の学級に在籍する発達障がいのある児童・生徒への対応が課題になっています。児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善、克服するため、適切な指導、支援を行う「特別支援教育」の推進が求められています。
- 障がいのある児童・生徒が快適に学校生活を送れるように、ユニバーサルデザインに配慮した学校施設整備が求められています。
- 乳幼児期、保育所（園）、幼稚園・認定こども園、義務教育、高等学校などから就労、地域生活とライフスタイルに応じた一貫したサポートが行えるような支援体制が望まれています。
- 福祉教育を推進するための人材育成及び研修の場が必要とされています。
- 地域全体での支援体制を構築するために、地域住民による一層の障がいへの理解が求められています。

## (1) 療育体制の支援

施策・事業名	施策・事業内容
療育の支援	保健・医療・福祉などの各分野、保育・教育などの関係機関の連携を強化し、障がいのある子どもを持つ家族への適切な情報提供、療育相談体制の推進、保育体制の充実、教育的支援の拡充等を図り、総合的な療育体制づくりを行い、適切な療育支援を提供していきます。
児童発達支援※	未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援※	医療的ケアを必要とする未就学児に対して、日常生活における適切な習慣を確立するための基本的な動作の指導、社会生活への適応訓練などを行うことと併せて、理学療法等の訓練や医療的管理に基づいた支援を行います。
放課後等デイサービス※	療育の必要性が認められた就学児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中等に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し自立を促進します。
保育所等訪問支援※	療育の必要性が認められた未就学児に対して、日常生活における基本的な動作や知識の向上を図るための指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

※障害福祉サービスの事業内容です。

## (2) 教育環境の充実

施策・事業名	施策・事業内容
教育支援委員会の実施	医師、臨床心理士、小・中学校教員、特別支援学校教員などで構成される教育支援委員会を開催し、障がいの程度、種類に応じた適正な就学ができるよう指導を行います。また、就学後も教育支援状況を共有し、対応を検討します。
幼・保・小連絡協議会の開催	就学後も児童への支援が継続できるよう、幼稚園・認定こども園、保育所（園）、小学校での情報交換会や研修会、授業参観等を実施します。
交流教育（交流学習）の実施	特別支援学級に在籍する児童・生徒の理解や認識を深めるために、交流教育（交流学習）を実施します。
特別支援教育コーディネーターの配置	特別な支援を必要とする児童・生徒への支援をコーディネートし、個別の支援計画を作成する特別支援教育コーディネーターを配置します。
特別支援教育就学奨励費補助	特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するための補助を行います。
特別支援学校センター的機能充実事業の活用	栃木県で実施する、特別な支援の必要な児童・生徒や保護者への教育相談や、幼稚園・認定こども園、保育所（園）、小・中学校、高等学校等の特別支援教育への支援を行う事業を活用し、適切な支援を行えるよう関係機関との連携を図ります。
インクルーシブ教育の推進	インクルーシブ教育の実現を目指し、障がいに関する理解を深める教育を推進するとともに、障がいのある子どもの多様な学びの場の充実に努めます。

### (3) 福祉教育の推進

施策・事業名	施策・事業内容
児童・生徒を対象としたボランティアスクールの開催	児童・生徒を対象に、地域福祉やボランティア活動への理解や関心を高めることを目的としたボランティアスクールを開催します。
小・中学生向け認知症サポーター養成講座	小・中学生を対象に、認知症の人やその家族の気持ちを理解し、相手の立場を思いやり行動する大切さを学ぶことを目的とした講座を実施します。
地域福祉新聞(小・中学生版)の発刊	学校におけるボランティア活動や福祉教育の取り組みを福祉新聞として全世帯に配布し、地域住民への普及・啓発を図ります。
福祉施設との交流事業	社会福祉施設訪問や地域住民との交流事業を行い、福祉のこころの育成を図ります。
教職員のための福祉講座の開催	教職員を対象に、地域福祉やボランティア活動への理解や関心を高めることを目的とした、福祉講座を開催します。
民生委員・児童委員等への研修	民生委員・児童委員等は、地域での福祉のこころの育成に大きな役割を果たすことから、福祉に関する研修を実施します。

## 基本的施策Ⅲ 地域の人々が支え合い、ともに生きる地域づくり

### 1 福祉のまちづくりの推進

障がいのある人が地域社会で安心して自分らしい生活を営むためには、個々の福祉サービスの充実だけでなく、地域のすべての人が支え合い、ともに暮らしていける地域づくりを推進することが必要です。

#### 現状と施策の方向性

- 「障害者基本法」で規定されている「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」という基本的理念に基づき、町民に対して、障がいや障がいのある人への正しい理解を普及するための啓発・広報活動が一層必要です。
- すべての人がスポーツやレクリエーション、文化活動などに積極的に参加して、生きがいのある生活を送れるよう、各種活動への参加機会の拡大と移動支援等の参加支援の充実が重要です。
- 多くの人々が利用する特定建築物は、障壁が取り除かれつつありますが、更なるユニバーサルデザインによるまちづくりの推進が必要です。
- 手帳所持者アンケートでは、避難行動要支援者支援制度の認知度が低く、更なる周知の必要があります。
- 野木町安全・安心見守りネットワーク事業を拡大し、障がいのある人や高齢者をはじめとする「日常の見守り体制」の構築と、「避難行動要支援者」の避難に対応するため、地域住民と協働し、避難経路の確保、誘導など避難時の手助けや避難所における支援などの体制づくりを強化する必要があります。
- すべての町民が互いに支え合い、ともに生きる社会を実現するために地域福祉活動を推進する必要があります。
- 少子高齢化の進行により、地域福祉の担い手不足が大きな問題となっており、地域活動を支えるひとづくりの推進が重要です。
- 水害や地震などの災害時に困ることとして、投薬や治療が受けられないことや避難場所の設備（トイレなど）や生活環境への不安が挙げられており、対応が求められています。

### (1) 障がいのある人への理解の促進

施策・事業名	施策・事業内容
各種行事・イベントの開催	障がいのある人の地域活動への参加を促進するため、「福祉のつどい」をはじめとする各種行事・イベント等に、障がいのある人が積極的に参加できるよう、事業の内容の改善に努めるとともに、地域の取り組みの啓発を図り、障がいのある人が参加しやすい環境づくりを進めます。また、積極的な広報活動を行い、多くの町民やボランティア団体の参加を促します。
合理的配慮の普及・啓発	リーフレットの配布等により、合理的配慮の普及・啓発を実施し、障がいのある人に対する差別や偏見の解消を図ります。
啓発・広報活動の実施	障がいや障がいのある人に対する町民の理解と認識を深めるため、事業者、障がい者団体、ボランティア団体等との連携に努め、ホームページやポスターなどを効果的に活用した啓発活動を推進します。また、12月9日の「障がい者の日」、12月3日から12月9日までの「障がい者週間」においても周知・啓発を行います。
世代や障がいを超えた交流事業	障がいのある人、子ども、高齢者など、町民の交流の機会をつくり、相互理解の促進を図ります。
ヘルプマーク・ヘルプカードの広報・啓発	障がいのある人への理解や支援の一助となるよう、ヘルプマークやヘルプカードの周知に努めます。

### (2) 地域福祉の推進

施策・事業名	施策・事業内容
障がい者自立支援協議会の開催	地域の障がい福祉に関するネットワークの中核となる障がい者自立支援協議会において、地域の現状と課題を共有し、地域課題の解決及び地域資源のネットワークによる支援体制の構築を図ります。
民生委員児童委員協議会の活動	民生委員児童委員協議会定例会を毎月開催し、地域の情報や課題を共有します。また、研修会に参加することで地域福祉の理解を深めます。

### (3) 安全安心まちづくりの推進

施策・事業名	施策・事業内容
ひとにやさしいまちづくりの推進	多くの人々が利用する公共建築物や公益的な民間建築物、さらに公共交通機関等に対しては「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や栃木県の「ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、バリアフリー化を推進します。また、公共的施設（建築物、道路等）の段差解消や多目的トイレの設置などの整備に努めます。
安全・安心見守りネットワーク事業の実施	日常の見守りや災害時支援が必要な人（見守られる人）と、協力員（見守る人）の登録を推進し、見守り体制を強化します。また、普段からの見守り体制を継続することで防犯体制を強化します。
おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業	公共施設等の駐車場に設置されている、障がいのある人などが利用できる駐車スペース（おもいやり駐車スペース）の周知に努めます。

## (4) 交通・移動対策の推進

施策・事業名	施策・事業内容
福祉タクシー券の交付	対象となる障がいのある人に対し、初乗り運賃が無料になる福祉タクシー券を交付します。
公共交通機関運営支援 (デマンドタクシー)	交通手段を確保するためのデマンドタクシー事業のサービス充実に努めます。
外出支援サービス事業	一般の公共交通機関を利用することが困難な在宅高齢者の方で車椅子を常時使用の方に、リフト付き車両により居宅と社会福祉施設または医療機関の間の送迎を行います。
自動車改造費の助成	就職等のために重度の障がいのある人が自ら運転する自動車を改造する費用の一部を助成します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出時の移動の支援を行います。
同行援護※	視覚障がい等により移動に著しい困難のある人に対し、外出時に同行し、移動の支援を行います。
行動援護※	知的障がいまたは精神障がいにより、行動が困難で常に介護が必要な人に対し、外出時の移動の支援や危険回避のための援護などを行います。

※障害福祉サービスの事業内容です。

## (5) 防災・感染症対策の推進

施策・事業名	施策・事業内容
社会福祉施設等への安全対策	避難所及び災害に関する情報提供などを社会福祉施設に行い、防災体制の整備に努めます。
地域における安全性の確保	避難行動要支援者名簿を作成し、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員、警察署等と協力して、災害情報の伝達や避難誘導、安否確認等を行う地域支援体制を整備します。
福祉避難所の確保	福祉事業所等と協定を結び、災害時において要支援者が利用できる福祉避難所を確保します。
野木町洪水ハザードマップの配布	災害発生時に備えて、浸水区域・避難経路・情報の入手方法等を周知するため、野木町洪水ハザードマップを配布します。
感染症対策の推進	感染症発生時には、避難所や社会福祉施設等に対し、手指消毒薬など衛生物品の提供に努めます。また、感染症予防行動について周知し、発症・重症化予防に取り組みます。

(6) 社会参加、スポーツ・文化芸術活動の推進

施策・事業名	施策・事業内容
地域活動支援センター事業	障がいのある人の創作活動の場や、生産活動の機会を提供し、地域生活の支援を図ります。
スポーツ大会・文化祭の周知	スポーツ大会・文化祭などを周知し、障がいのある人が参加しやすいよう努めます。
作品の展示	障がいのある人の作品を展示する機会を確保し、文化芸術活動の推進を図ります。
図書館サービスの充実	障がいのある人が利用しやすい図書館となるよう、CD文庫やLLブック、布絵本、町広報誌の音訳CD（ボランティア団体作成）や点訳資料等の充実を図ります。また、障がいに応じて宅配での貸出（返却）を行います。さらに、電子図書館システムを導入し、在宅でも電子書籍の貸し出しが行えるよう、サービスの促進を図ります。

(7) ひとつづくりの推進

施策・事業名	施策・事業内容
ボランティアの育成	町内で活動しているボランティア等に必要な知識、手話技術等を習得するための研修・講習会等への参加を促します。
ボランティアネットワーク等の整備	ボランティア支援センターや社会福祉協議会が中心となり、ボランティア活動が円滑かつ効果的に進行されるよう支援します。
ボランティア養成講座の開催	社会福祉協議会が中心になって、障がいのある人や高齢者等の理解及び支援活動の参加に必要な技術講座（手話・朗読・点訳・傾聴）を実施します。
手話奉仕員養成研修事業	小山地区手話養成講習会への参加を呼びかけ、通訳者の養成に努め、登録を促します。



## 2 情報・コミュニケーションの充実

障がいのある人が誰でも必要な情報を得ることができ、コミュニケーションの利便性を図るためには、障がい特性に応じた情報提供手段の充実に努める必要があります。

また、住民一人ひとりが、障がいや障がいのある人に対する配慮や思いやりの意識を持てる地域づくりが必要となります。

### 現状と施策の方向性

- 障がいのある人の生活を豊かで快適なものとするためには、情報の伝達と利用を十分にできるようにすることが不可欠であることから、各種情報提供手段の充実に努め、その活用により社会参加の場を広げる取り組みを進めていく必要があります。
- 視覚や聴覚に障がいのある人の自立と社会参加のためには、コミュニケーション手段の確保と情報の提供が保障されることが必要不可欠であり、より一層の充実が求められています。
- 障がいのある人にとって、IT機器を活用した情報収集や情報交換は、社会参加やコミュニケーションの幅を広げる有効な手段となっています。しかし、現状は、障がいのある人がIT機器の操作方法を学ぶ場は多くありません。このため、情報化支援体制の整備が求められています。
- 行政情報をすべての人に伝えるため、町のホームページ等は障がいのある人も利用できるようにする必要があります。
- 障害者差別解消法の施行により、合理的配慮が求められており、必要な支援についてニーズを把握し、支援をしていく必要があります。
- 手帳所持者アンケートでは、希望する暮らしを送るために必要だと思う支援として、「情報の取得やコミュニケーションの支援」が22.7%となっており、情報提供や意思疎通に係る施策の検討が必要となります。

(1) 情報バリアフリー化の促進

施策・事業名	施策・事業内容
情報提供体制の充実	支援を必要とする障がいのある人のニーズに応じた情報を、わかりやすく提供するために相談や情報等の拠点となる機関のネットワーク化を図り、情報の集約に努めます。
広報・ホームページの充実	「広報のぎ」及び「町ホームページ」について、誰もがわかりやすく読みやすい広報紙・ホームページの作成に努めます。

(2) コミュニケーション支援の充実

施策・事業名	施策・事業内容
コミュニケーション支援事業	聴覚障がいのある人、音声または言語機能障がいのある人等が、円滑に外出や社会参加できるよう手話通訳者や要約筆記者の派遣支援等を行います。
NET119緊急通報システムの周知	聴覚や発話に障がいがあり電話による音声での119番通報が困難な人を対象に、スマートフォン・携帯電話のインターネット機能とメールを利用して、簡単な操作で素早く119番通報ができるNET119緊急通報システムの周知に努めます。
点字・音訳による情報提供	視覚障がいのある人に対して、生活上必要な情報を点字・デイジーCDにより提供を行います。

## 第5章

第7期野木町障がい福祉計画・  
第3期野木町障がい児福祉計画



## 第5章 第7期野木町障がい福祉計画・第3期野木町障がい児福祉計画

### 第1節 令和8年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策

#### 1 福祉施設入所から地域生活への移行

国の基本指針によれば、地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がい者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、令和8年度末までに地域生活（グループホーム、一般住宅等）に移行する者の数値目標を設定することとされています。

県では、県の福祉施設の入所者は、全国平均に比べ重度者の割合が高い等の事情から、目標値は、国の目標値の算出方法に準ずるとともに、県の特殊事情を勘案して算出しています。町では県の考え方に沿って、目標値を定めています。

##### ①施設入所者の地域生活への移行

<p>&lt;国の基本指針&gt; ◇令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行すること。</p>
<p>&lt;県の成果目標&gt; ◇令和4年度末時点の施設入所者の1.4%が令和8年度末までに地域生活へ移行すること。</p>
<p>&lt;本町の考え方&gt; ◆本町では、令和4年度末時点の施設入所者 30 人のうち1人が、令和8年度末までに地域生活へ移行する。</p>

##### ②施設入所者数

<p>&lt;国の基本指針&gt; ◇令和8年度末時点での施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から 5.0%以上削減すること。</p>
<p>&lt;県の成果目標&gt; ◇令和4年度末時点での施設入所者数を現状維持とすること。</p>
<p>&lt;本町の考え方&gt; ◆本町では、県の成果目標に沿って、令和4年度時点での施設入所者数を現状維持とする。</p>

区 分	実績値 (令和4年度)	目標値
施設入所者数(A)	30人	30人 (現状維持)
地域生活移行者数(B)	0人	1人
移行率 (B/A)×100	0%	3%

## 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域の支援事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包括的な社会の実現に向けた取り組みの推進が必要となります。

国の基本指針に基づき、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

### <国の基本指針>

- ◇保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数を設定すること。
- ◇保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数を見込むこと。
- ◇保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数を設定すること。
- ◇精神障がい者の地域移行支援の利用者数を見込むこと。
- ◇精神障がい者の地域定着支援の利用者数を見込むこと。
- ◇精神障がい者の共同生活援助の利用者数を見込むこと。
- ◇精神障がい者の自立生活援助の利用者数を見込むこと。
- ◇精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数を見込むこと。

### <県の成果目標>

- ◇精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標の達成にあたっては、地域の医療サービスに係る体制の整備が重要であることから、栃木県保健医療計画（8期計画）の精神疾患分野と整合を図る。

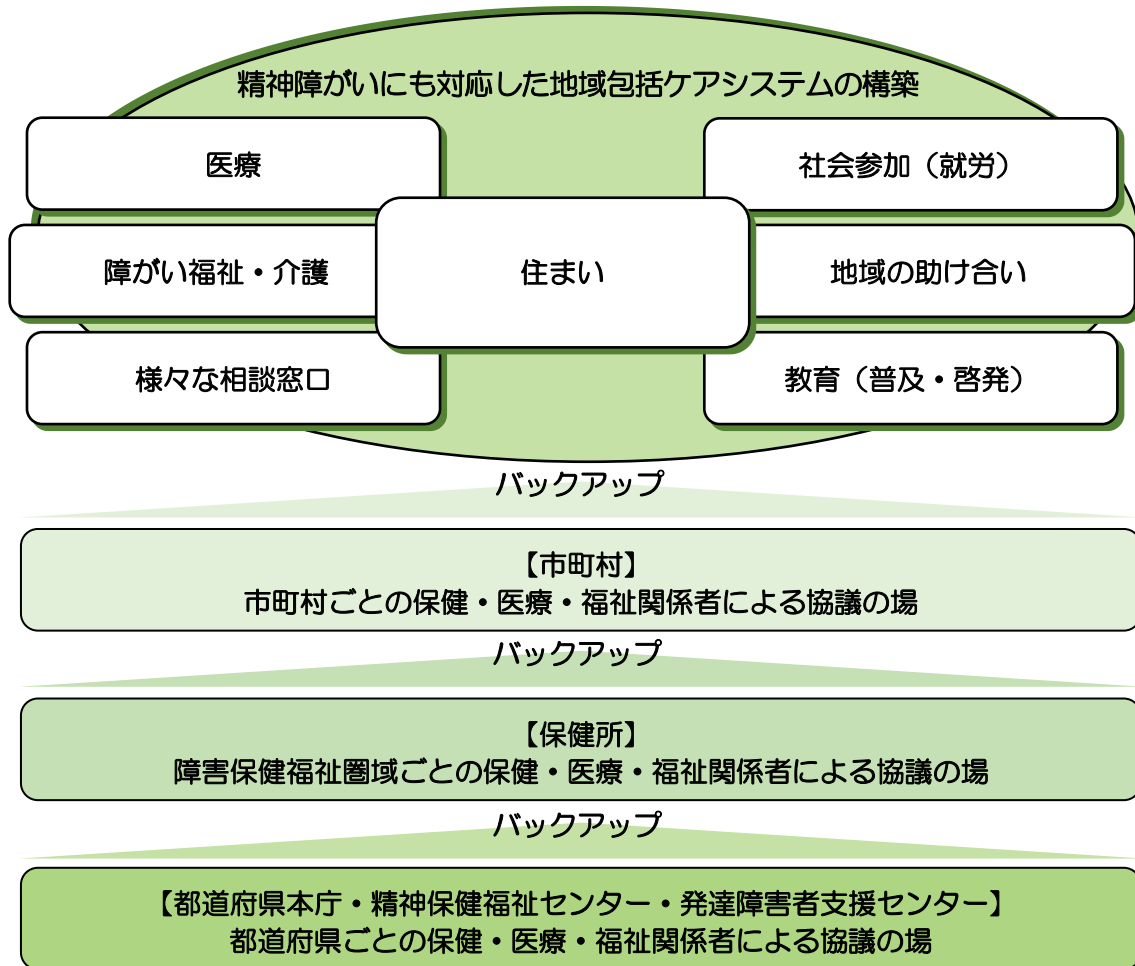
### <本町の考え方>

- ◆本町では、国の基本指針に基づき、精神障がい者が安心して自分らしく暮らすことができるよう、地域自立支援協議会と連携し、障がい福祉、医療、介護、住まい等が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を図る。

区 分	実績値 (令和4年度)	目標値
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	17人	26人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	2回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	0人	1人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0人	1人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	11人	12人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0人	1人
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)の利用者数	2人	12人

■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムとは、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、様々な相談窓口、社会参加（就労）、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのことをいいます。



資料：厚生労働省の資料を基に作成

### 3 地域生活支援の充実

福祉サービス提供体制整備の一環として、地域生活への移行、相談、グループホーム等の体験機会の提供、緊急時の受入対応体制、人材の確保・養成、その他地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点等を、市町村又は各都道府県が定める障がい福祉圏域（以下「圏域」という。）において、少なくとも1つは整備を進めることが国の基本指針により求められています。この体制整備に関しては、地域の実情に応じ、複数の機関が分担して機能を担う体制も可能とされています。

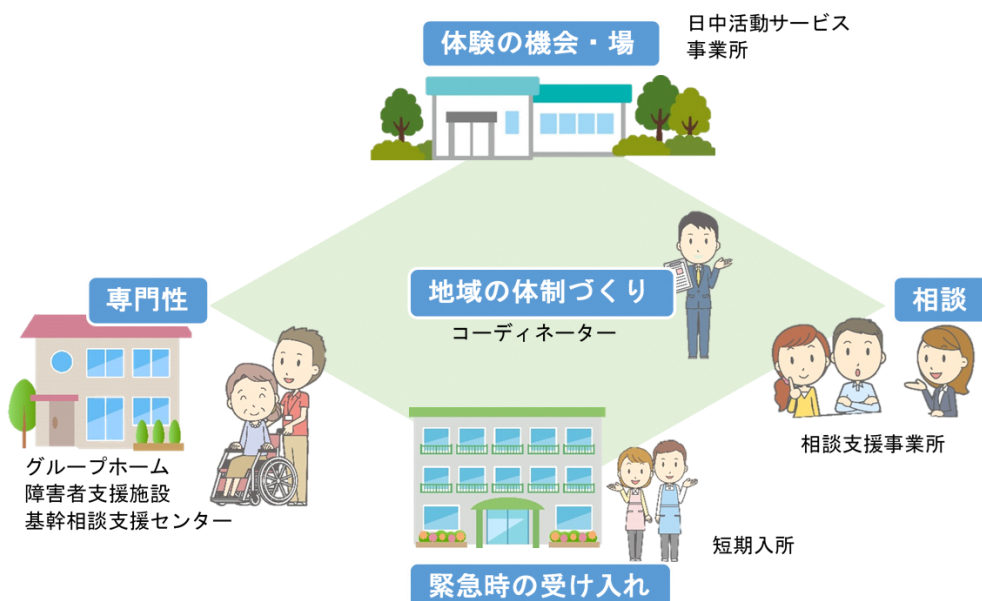
#### <国の基本指針・県の成果目標>

◇令和8年度末までに各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保し、機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討すること。また、各市町村または各圏域において、強度行動障がい等を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること。

#### <本町の考え方>

◆地域生活支援拠点等の確保については、令和元年度から面的整備により、必要な5つの機能のうち、緊急時の受け入れを整備している。地域生活支援拠点等の機能の充実を図るため、コーディネーター及び地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス等の担当者を配置するとともに、運用状況に検証及び検討を年1回実施する。また、強度行動障がい等を有する人への支援ニーズを把握し、支援体制の整備に向けた検討を進めていく。

#### ■地域生活支援拠点等の整備－面的整備型－



資料：厚生労働省の資料を基に作成



## 4 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針によれば、福祉施設から一般就労への移行等について、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業及び就労定着支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労への移行及びその定着する人の数値目標を設定することとされています。

### ①福祉施設から一般就労への移行

＜国の基本指針・県の成果目標＞

◇令和8年度中に一般就労に移行する者を、令和3年度実績の1.28倍以上にすること。

＜本町の考え方＞

◆本町では、令和8年度中に3人が福祉施設から一般就労に移行する。

区 分	実績値 (令和3年度)	目標値
福祉施設から一般就労への移行者数	2人	3人 (実績の1.5倍)

### ②就労移行支援事業の一般就労への移行

＜国の基本指針・県の成果目標＞

◇令和8年度中に就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者を、令和3年度実績の1.31倍にすること。

＜本町の考え方＞

◆本町では、令和8年度中に就労移行支援事業を通じて、2人が一般就労に移行する。

区 分	実績値 (令和3年度)	目標値
就労移行支援事業から一般就労への移行者数	1人	2人 (実績の2倍)

### ③就労継続支援A型事業の一般就労への移行

＜国の基本指針・県の成果目標＞

◇令和8年度中に就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者を、令和3年度実績の1.29倍にすること。

＜本町の考え方＞

◆本町では、令和8年度中に就労継続支援A型事業を通じて、1人が一般就労に移行する。

区 分	実績値 (令和3年度)	目標値
就労継続支援A型事業所から一般就労への移行者数	1人	1人 (現状維持)

### ④就労継続支援B型事業の一般就労への移行

＜国の基本指針・県の成果目標＞

◇令和8年度中に就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者を、令和3年度実績の1.28倍にすること。

＜本町の考え方＞

◆本町では、令和8年度中に就労継続支援B型事業を通じて、1人が一般就労に移行する。

区 分	実績値 (令和3年度)	目標値
就労継続支援B型事業所から一般就労への移行者数	0人	1人

⑤就労移行支援事業所の実績の確保・向上

＜国の基本指針・県の成果目標＞

◇就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすること。

＜本町の考え方＞

◆本町では、令和8年度において就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数を1か所とする。

区 分	実績値 (令和4年度)	目標値
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	0か所	1か所

⑥就労定着支援事業の利用者数

＜国の基本指針・県の成果目標＞

◇令和8年度中に就労定着支援事業を利用する者を、令和3年度実績の1.41倍以上にすること。

＜本町の考え方＞

◆本町では、令和8年度中に1人が就労定着支援事業を利用する。

区 分	実績値 (令和3年度)	目標値
就労定着支援事業の利用者数	0人	1人

⑦就労定着支援事業所の就労定着率

＜国の基本指針・県の成果目標＞

◇令和8年度において就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすること。

＜本町の考え方＞

◆本町では、令和8年度において就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数を1か所とする。

区 分	実績値 (令和4年度)	目標値
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数	0か所	1か所

## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児のライフステージに沿って地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制整備が重要となります。

### ①児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

#### <国の基本指針・県の成果目標>

- ◇令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上設置すること。
- ◇令和8年度末までにすべての市町村において、保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するための体制を構築すること。

#### <本町の考え方>

- ◆本町では、ニーズを把握し、必要に応じて児童発達支援センターの設置を検討していく。保育所等訪問支援を利用し、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築を検討していく。

区 分	実績値 (令和4年度)	目標値
保育所等訪問支援の提供事業者数	1か所	1か所

### ②重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

#### <国の基本指針・県の成果目標>

- ◇令和8年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保すること。

#### <本町の考え方>

- ◆県南圏域にある重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの事業所を利用できるように、事業所と連携・調整をしていく。

区 分	実績値 (令和4年度)	目標値
児童発達支援事業所	0か所	1か所
放課後等デイサービス事業所	0か所	1か所

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

<p>&lt;国の基本指針・県の成果目標&gt;</p> <p>◇令和8年度末までに、医療的ケア児が適切な支援が受けられるよう、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。</p>
<p>&lt;本町の考え方&gt;</p> <p>◆本町では、医療的ケア児の数が増加する中で、保健、医療、福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設ける。また、医療的ケア児に対する支援を総合調整できるコーディネーターの配置に努める。</p>

区 分	実績値 (令和4年度)	目標値
協議の場の設置	設置済み	設置済み
コーディネーターの配置人数	2人	2人

## 6 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等を活用し、発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要となります。

国の基本指針に基づき、発達障がい者等に対する支援を推進します。

### ＜国の基本指針＞

- ◇ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）を見込むこと。
- ◇ペアレントメンターの人数を見込むこと。
- ◇ピアサポートの活動への参加人数を見込むこと。

### ＜本町の考え方＞

- ◆本町では、発達障がい者等に対する支援の充実を図るため、発達障がいに関する様々な問題に関して、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等を活用し、発達障がい者等及びその家族等に必要な支援や助言を行う。

区 分	実績値 (令和4年度)	目標値
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数【保護者】	0人	12人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数【支援者】	0人	4人
ペアレントメンターの人数	0人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	12人

## 7 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

相談支援体制の充実・強化の取り組みの中核となる基幹相談支援センターの設置が進む中、計画相談支援の対象者を、原則障害福祉サービスを対象とするすべての利用者へ拡大したことに伴い、事業所数及び従事者数は増加しているものの、事業所あたりの相談支援専門員の数が少ない等、運営体制が脆弱な事業所もあることから、これらの事業所を援助し相談支援体制の更なる充実に向けた取り組みが求められています。

### <国の基本指針・県の成果目標>

◇令和8年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保すること。

### <本町の考え方>

◆本町では、相談支援体制を充実・強化するため、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を行うとともに、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言ができる体制の整備や、研修等を実施することにより、人材育成を図る。

区 分	実績値 (令和4年度)	目標値
基幹相談支援センターの設置	体制無	設置
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	53件	55件
相談支援事業者の人材育成の支援件数	2件	2件
相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	27回	30回

## 8 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要となります。

### <国の基本指針>

◇令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築すること。

### <本町の考え方>

◆本町では、多様化してきている障害福祉サービス等の利用状況を把握し、利用者が必要とする障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築を図る。

区 分	実績値 (令和4年度)	目標値
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加人数	3人	3人
障害者自立支援審査支払等システム等を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数	0回	1回



## 第2節 サービスの見込量と今後の方策

### 1 訪問系サービス

#### (1) 居宅介護

ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

障がいのある人の地域での生活を支えるために基本となるサービスです。

月利用量は年度ごとに実績のばらつきがありますが、障がいのある人の増加や高齢化により、今後増加すると見込み、見込量を設定します。

#### ■居宅介護の実績と見込量

区分	年度	実績 ※令和5年度は見込量 (第6期障がい福祉計画値)			第7期障がい福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月利用者数(人)		16 (18)	19 (19)	19 (20)	20	21	22
月利用量(時間)		229 (234)	259 (247)	223 (260)	260	273	286
一人あたり月利用量(時間)		14.3 (13.0)	13.6 (13.0)	11.7 (13.0)	13.0	13.0	13.0

#### (2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由のある人または重度の知的障がい・精神障がいのある人で、常に介護を必要とする人に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

このサービスでは、生活全般について介護が必要な重い障がいがある人でも、在宅での生活が続けられるように支援します。

現在利用実績はありませんが、障がいのある人の増加や高齢化により、今後利用があると見込み、見込量を設定します。

■重度訪問介護の実績と見込量

区分	年度	実績 ※令和5年度は見込量 (第6期障がい福祉計画値)			第7期障がい福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月利用者数(人)		0 (1)	0 (1)	0 (1)	1	1	1
月利用量(時間)		0 (20)	0 (20)	0 (20)	20	20	20
一人あたり月利用量(時間)		0 (20.0)	0 (20.0)	0 (20.0)	20.0	20.0	20.0

(3) 同行援護

移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が外出する際に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護の他、外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。また、外出先での情報提供や代読、代筆なども必要に応じて行います。

月利用者数及び月利用量は、ともに見込量を下回る状況となっておりますが、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに伴い、視覚障がいのある人の外出する機会が増加すると見込み、見込量を設定します。

■同行援護の実績と見込量

区分	年度	実績 ※令和5年度は見込量 (第6期障がい福祉計画値)			第7期障がい福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月利用者数(人)		5 (7)	5 (8)	5 (8)	6	6	6
月利用量(時間)		56 (91)	64 (104)	61 (104)	78	78	78
一人あたり月利用量(時間)		11.2 (13.0)	12.8 (13.0)	12.2 (13.0)	13.0	13.0	13.0

(4) 行動援護

行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護の他、行動する際に必要な援助を行います。

障がいの特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い、知的障がいや精神障がいのある人の社会参加と地域生活を支援します。

現在利用実績はありませんが、障がいのある人の増加や高齢化により、今後利用があると見込み、見込量を設定します。

■行動援護の実績と見込量

区分	年度	実績 ※令和5年度は見込量 (第6期障がい福祉計画値)			第7期障がい福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月利用者数(人)		0 (1)	0 (2)	0 (2)	1	1	1
月利用量(時間)		0 (3)	0 (6)	0 (6)	3	3	3
一人あたり月利用量(時間)		0 (3.0)	0 (3.0)	0 (3.0)	3.0	3.0	3.0

(5) 重度障がい者等包括支援

常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

様々なサービスを組み合わせて手厚く提供することにより、最重度の障がいのある人でも地域で生活が続けられるよう支援します。

現在利用実績はありませんが、障がいのある人の増加や高齢化により、今後利用があると見込み、見込量を設定します。

■重度障がい者等包括支援の実績と見込量

区分	年度	実績 ※令和5年度は見込量 (第6期障がい福祉計画値)			第7期障がい福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月利用者数(人)		0 (1)	0 (1)	0 (1)	1	1	1
月利用量(時間)		0 (20)	0 (20)	0 (20)	20	20	20
一人あたり月利用量(時間)		0 (20.0)	0 (20.0)	0 (20.0)	20.0	20.0	20.0

訪問系サービスの今後の方策

○居宅介護や同行援護等において増加するニーズに対応するため、サービス提供事業所や人材の確保に努め、サービスの質・量の充実を図ります。

○利用者の特性や状態に合った適切なサービス利用につなげられるよう、相談支援事業所やサービス提供事業所等の関係機関との連携強化に努めます。

## 2 日中活動系サービス

### (1) 生活介護

障がい者支援施設等などで、常に介護を必要とする人に対して、主に日中において入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

このサービスでは、自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を目的として通所により様々なサービスを提供し、障がいのある人の社会参加を支援します。

月利用者数及び月利用量は、ともに見込量を上回る状況となっており、今後も実績を基に増加すると見込み、見込量を設定します。

#### ■生活介護の実績と見込量

区分	年度	実績 ※令和5年度は見込量 (第6期障がい福祉計画値)			第7期障がい福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月利用者数(人)		70 (66)	72 (68)	77 (70)	79	81	83
月利用量(日)		1,458 (1,386)	1,511 (1,428)	1,593 (1,470)	1,659	1,701	1,743
一人あたり月利用量(日)		20.8 (21.0)	21.0 (21.0)	20.7 (21.0)	21.0	21.0	21.0

### (2) 自立訓練（機能訓練）

身体障がいのある人または難病を患っている人などに対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、理学療法、作業療法や生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。

このサービスでは、実践的なトレーニングを中心に一定期間を決めて行い、障がいのある人などの地域生活への移行を支援します。

現在利用実績はありませんが、障がいのある人の増加や高齢化に伴い、今後利用があると見込み、見込量を設定します。

■自立訓練（機能訓練）の実績と見込量

区分	年度	実績 ※令和5年度は見込量 (第6期障がい福祉計画値)			第7期障がい福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月利用者数(人)		0 (1)	0 (1)	0 (1)	1	1	1
月利用量(日)		0 (12)	0 (12)	0 (12)	12	12	12
一人あたり月利用量(日)		0 (12.0)	0 (12.0)	0 (12.0)	12.0	12.0	12.0

(3) 自立訓練（生活訓練）

知的障がい又は精神障がいのある人に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所に通所での利用または、居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。

このサービスでは、施設や病院に長期入所または長期入院していた人などを対象に、地域生活を送る上で身につけなければならない基本的なことを中心に訓練を行い、地域生活への移行を支援します。

令和5年4月より、町内に自立訓練（生活訓練）の事業所が開設したことにより、今後利用が増加すると見込み、見込量を設定します。

■自立訓練（生活訓練）の実績と見込量

区分	年度	実績 ※令和5年度は見込量 (第6期障がい福祉計画値)			第7期障がい福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月利用者数(人)		1 (2)	1 (3)	10 (4)	13	14	15
月利用量(日)		4 (28)	5 (42)	194 (56)	247	266	285
一人あたり月利用量(日)		4.0 (14.0)	5.0 (14.0)	19.4 (14.0)	19.0	19.0	19.0

■宿泊型自立訓練の実績と見込量

区分	年度	実績 ※令和5年度は見込量 (第6期障がい福祉計画値)			第7期障がい福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月利用者数(人)		0 (1)	0 (1)	0 (1)	1	1	1
月利用量(日)		0 (30)	0 (30)	0 (30)	30	30	30
一人あたり月利用量(日)		0 (30.0)	0 (30.0)	0 (30.0)	30.0	30.0	30.0

#### (4) 就労選択支援

障がいのある人本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。また、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、アセスメント結果を参考に職業指導等を実施します。障害者総合支援法が改正され、施行期日が令和7年10月1日予定のため、令和7年度から見込量を設定します。

##### ■就労選択支援の実績と見込量

区分	年度	実績 ※令和5年度は見込量 (第6期障がい福祉計画値)			第7期障がい福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月利用者数(人)		—	—	—	—	0	1

#### (5) 就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

このサービスでは、一般就労に必要な知識・能力を養い、本人の適正に見合った職場への就労と定着を目指します。

月利用者数及び月利用量は、ともに減少傾向となっていますが、障がい者の法定雇用率の引き上げや、働きやすい環境の整備の促進を背景に今後は利用が増加すると見込み、見込量を設定します。

##### ■就労移行支援の実績と見込量

区分	年度	実績 ※令和5年度は見込量 (第6期障がい福祉計画値)			第7期障がい福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月利用者数(人)		9 (7)	8 (8)	7 (9)	7	8	9
月利用量(日)		149 (105)	138 (120)	105 (135)	112	128	144
一人あたり月利用量(日)		16.6 (15.0)	17.3 (15.0)	15.0 (15.0)	16.0	16.0	16.0

## (6) 就労継続支援（A型）

企業等に就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。

このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力が向上した人は、一般就労への移行を目指します。

月利用者数及び月利用量は、ともに見込量を上回る状況となっています。

障がい者雇用の促進に伴い、今後も一般就労へ向けてA型の利用が増加すると見込み、見込量を設定します。

### ■就労継続支援（A型）の実績と見込量

区分	年度	実績 ※令和5年度は見込量 (第6期障がい福祉計画値)			第7期障がい福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月利用者数(人)		17 (16)	23 (17)	30 (18)	32	35	38
月利用量(日)		336 (304)	444 (323)	560 (342)	608	665	722
一人あたり月利用量(日)		19.8 (19.0)	19.3 (19.0)	18.7 (19.0)	19.0	19.0	19.0

## (7) 就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった人は、就労継続支援（A型）や一般就労への移行を目指します。

月利用者数及び月利用量は、ともに見込量を下回る状況となっていますが、就労ニーズが多様化していることに加え、障がい者雇用の促進により、今後利用が増加すると見込み、見込量を設定します。

### ■就労継続支援（B型）の実績と見込量

区分	年度	実績 ※令和5年度は見込量 (第6期障がい福祉計画値)			第7期障がい福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月利用者数(人)		51 (54)	51 (56)	50 (58)	51	52	53
月利用量(日)		925 (1,053)	930 (1,092)	936 (1,131)	969	988	1,007
一人あたり月利用量(日)		18.1 (19.5)	18.2 (19.5)	18.7 (19.5)	19.0	19.0	19.0

### (8) 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要な支援を行います。

月利用者数及び月利用量は、ともに増加傾向となっており、また、障がい者雇用の促進により、今後も利用が増加すると見込み、見込量を設定します。

#### ■就労定着支援の実績と見込量

区分	年度	実績 ※令和5年度は見込量 (第6期障がい福祉計画値)			第7期障がい福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月利用者数(人)		0 (2)	1 (2)	4 (2)	4	5	6
月利用量(日)		0 (2)	1 (2)	4 (2)	4	5	6
一人あたり月利用量(日)		0.0 (1.0)	1.0 (1.0)	1.0 (1.0)	1.0	1.0	1.0

### (9) 療養介護

病院において医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち常に介護を必要とする人に対して、主に日中において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療に関わるものを療養介護医療として提供します。

このサービスでは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスをあわせて提供します。

月利用者数は見込量と同等程度となっており、今後も同等程度の利用があると見込み、見込量を設定します。

#### ■療養介護の実績と見込量

区分	年度	実績 ※令和5年度は見込量 (第6期障がい福祉計画値)			第7期障がい福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月利用者数(人)		2 (2)	2 (2)	2 (2)	2	2	2



## (10) 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護を行っている人が、病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事の他、必要な介護を行います。

このサービスは、介護者にとってのレスパイト（休息）としての役割も担っています。

月利用者数及び月利用量は、ともに見込量を下回る状況となっておりますが、介護者の高齢化などの現状の変化を踏まえ、今後実績を基に増加すると見込み、見込量を設定します。

### ■短期入所の実績と見込量

区分	年度	実績 ※令和5年度は見込量 (第6期障がい福祉計画値)			第7期障がい福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月利用者数(人)		6 (10)	5 (10)	5 (11)	6	6	7
月利用量(日)		51 (60)	47 (60)	47 (66)	60	60	70
一人あたり月利用量(日)		8.5 (6.0)	9.4 (6.0)	9.4 (6.0)	10.0	10.0	10.0

### ■医療型短期入所の実績と見込量

区分	年度	実績 ※令和5年度は見込量 (第6期障がい福祉計画値)			第7期障がい福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月利用者数(人)		0 (2)	0 (2)	0 (2)	1	1	1
月利用量(日)		0 (4)	0 (4)	0 (4)	2	2	2
一人あたり月利用量(日)		0.0 (2.0)	0.0 (2.0)	0.0 (2.0)	2.0	2.0	2.0

## 日中活動系サービスの今後の方策

- 就労系のサービスについて、利用者の特性や能力に応じたサービスにつなげられるよう、相談支援事業所やサービス提供事業所等との連携強化に努めます。
- 就労支援について、ハローワークや障がい者就業・生活支援センター等の関係機関、企業等との連携を図り、一般就労につなげられる体制の整備に努めます。
- 療養介護について、提供可能な事業所が限られているため、サービスが必要な人に速やかに提供できるよう、事業所の確保が求められています。
- 短期入所について、親亡き後を見据えた利用促進や、医療的ケアに対応できる事業所の確保が求められています。また、地域生活支援拠点事業において、1事業所を整備していますが、今後ニーズに合わせて急な短期入所の利用にも対応できる体制を検討し、整備します。

### 3 居住系サービス

#### (1) 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で一人暮らしを希望する人等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、日常生活への必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うとともに、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による対応を行います。

障がいのある人が安心して地域で生活することができるよう地域生活を支援する事業となります。

現在利用実績はありませんが、アンケート結果より、今後一人暮らしを希望する声などもあることから、利用があると見込み、見込量を設定します。

#### ■自立生活援助の実績と見込量

区分	年度	実績 ※令和5年度は見込量 (第6期障がい福祉計画値)			第7期障がい福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月利用者数(人)		0 (1)	0 (1)	0 (1)	1	1	1

#### (2) 共同生活援助（グループホーム）

障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴や排せつ、食事の介助、その他の日常生活上の援助を行います。

このサービスでは、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが期待されます。

月利用者数は見込量を上回る状況となっており、今後も実績を基に増加すると見込み、見込量を設定します。

#### ■共同生活援助（グループホーム）の実績と見込量

区分	年度	実績 ※令和5年度は見込量 (第6期障がい福祉計画値)			第7期障がい福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月利用者数(人)		35 (34)	38 (35)	42 (36)	44	47	50

### (3) 施設入所支援

施設に入所する障がいのある人に対して、主として夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

生活介護などの日中活動とあわせて、夜間等におけるサービスを提供することで障がいのある人の日常生活を一体的に支援します。

月利用者数は見込量を上回る状況となっています。今後も地域での包括的な支援体制を構築及び入所者の地域移行の促進を図り、第7期障がい福祉計画に掲げる福祉施設入所から地域生活への移行に関する目標値を踏まえ、見込量を設定します。

#### ■施設入所支援の実績と見込量

区分	年度	実績 ※令和5年度は見込量 (第6期障がい福祉計画値)			第7期障がい福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月利用者数(人)		30 (28)	30 (28)	30 (28)	30	30	30

### 居住系サービスの今後の方策

- 自立生活援助について、定期的な巡回訪問や随時の対応など、必要なサービス提供の体制の構築に努めます。
- 共同生活援助について、自宅での生活が困難となった障がいのある人や、施設を退所して地域への生活に移行する障がいのある人の受け入れ先として、今後整備することが重要となります。サービスの確保のために、事業者との情報交換や連携を図ります。
- 施設入所支援について、必要な人が利用できるよう施設と連携をとり、サービスの確保に努めます。また、地域での包括的な支援体制を構築することで、入所者の地域移行の促進を図ります。

## 4 相談支援サービス

### (1) 計画相談支援

障がいのある人の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントにより、きめ細かく支援を行います。支給決定後は利用状況の確認や必要に応じた見直し等（モニタリング）を行うことにより、継続的な支援を実施していきます。

月利用件数は増加傾向にあることから、今後も増加すると見込み、見込量を設定します。

#### ■計画相談支援の実績と見込量

区分	年度	実績 ※令和5年度は見込量 (第6期障がい福祉計画値)			第7期障がい福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月利用件数(件)		32 (35)	39 (40)	50 (45)	55	60	65

### (2) 地域移行支援

障がい者支援施設に入所している障がいのある人や精神科に入院している精神障がいのある人に対し、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談・障がい福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。

現在利用実績はありませんが、第7期障がい福祉計画に掲げる福祉施設入所から地域生活への移行に関する目標値を踏まえ、見込量を設定します。

#### ■地域移行支援の実績と見込量

区分	年度	実績 ※令和5年度は見込量 (第6期障がい福祉計画値)			第7期障がい福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間利用者数(人)		0 (4)	0 (5)	0 (6)	1	1	1

### (3) 地域定着支援

単身者あるいは家庭の状況により同居している家族からの支援を受けられない障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時等に相談、緊急訪問、緊急対応等を行います。

年間利用者数は見込量を下回る状況となっておりますが、第7期障がい福祉計画に掲げる福祉施設入所から地域生活への移行に関する目標値を踏まえ、見込量を設定します。

#### ■地域定着支援の実績と見込量

区分	年度	実績 ※令和5年度は見込量 (第6期障がい福祉計画値)			第7期障がい福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間利用者数(人)		1 (4)	1 (5)	0 (6)	1	1	1

#### 相談支援サービスの今後の方策

- 計画相談支援について、適切な利用計画の作成やサービスの提供ができるよう、事業所や人材の確保が求められています。
- 地域移行・地域定着支援の課題を把握し、必要な支援について検討を進めていきます。
- 野木町総合サポートセンターでは、障がい者相談支援において、関係機関との連携体制を強化します。

## 5 障がい児向け福祉サービス

### (1) 児童発達支援

療育の必要性が認められた未就学児に対して、日常生活における基本的な動作や知識の向上を図るための指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

月利用者数及び月利用量は、ともに見込量を上回る状況となっており、今後も実績を基に増加すると見込み、見込量を設定します。

#### ■児童発達支援の実績と見込量

区分	年度	実績 ※令和5年度は見込量 (第6期障がい福祉計画値)			第7期障がい福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月利用者数(人)		52 (38)	53 (39)	49 (40)	55	55	55
月利用量(日)		203 (152)	202 (160)	179 (168)	220	220	220
一人あたり月利用量(日)		3.9 (4.0)	3.8 (4.1)	3.7 (4.2)	4.0	4.0	4.0

### (2) 医療型児童発達支援

医療的ケアを必要とする未就学児に対して、日常生活における基本的な動作や知識の向上を図るための指導、集団生活への適応訓練等を行うとともに、必要な治療を行います。

現在利用実績はありませんが、今後利用があると見込み、見込量を設定します。

#### ■医療型児童発達支援の実績と見込量

区分	年度	実績 ※令和5年度は見込量 (第6期障がい福祉計画値)			第7期障がい福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月利用者数(人)		0 (1)	0 (1)	0 (1)	1	1	1
月利用量(日)		0 (8)	0 (8)	0 (8)	8	8	8
一人あたり月利用量(日)		0.0 (8.0)	0.0 (8.0)	0.0 (8.0)	8.0	8.0	8.0

### (3) 放課後等デイサービス

療育の必要性が認められた就学児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中等に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

月利用者数及び月利用量は、ともに見込量を上回る状況となっており、今後も実績を基に増加すると見込み、見込量を設定します。

#### ■放課後等デイサービスの実績と見込量

区分	年度	実績 ※令和5年度は見込量 (第6期障がい福祉計画値)			第7期障がい福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月利用者数(人)		43 (33)	58 (34)	63 (35)	70	75	80
月利用量(時間)		410 (360)	529 (398)	616 (445)	700	750	800
一人あたり月利用量(時間)		9.5 (10.9)	9.1 (11.7)	9.8 (12.7)	10.0	10.0	10.0

### (4) 保育所等訪問支援

療育の必要性が認められた子どもの通う保育所(園)などの施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

月利用者数及び月利用量は、ともに見込量を下回る状況となっていますが、今後も同等程度の利用があると見込み、見込量を設定します。

#### ■保育所等訪問支援の実績と見込量

区分	年度	実績 ※令和5年度は見込量 (第6期障がい福祉計画値)			第7期障がい福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月利用者数(人)		1 (2)	1 (3)	1 (3)	1	1	1
月利用量(日)		1 (2)	2 (3)	1 (3)	1.0	1.0	1.0
一人あたり月利用量(日)		1.0 (1.0)	2.0 (1.0)	1.0 (1.0)	1.0	1.0	1.0

### (5) 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児などの重度の障がいのある子ども等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がいのある子どもに対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作や知識の向上のための指導や、その他必要な支援を行います。

現在利用実績はありませんが、今後利用があると見込み、見込量を設定します。

#### ■居宅訪問型児童発達支援の実績と見込量

区分	年度	実績 ※令和5年度は見込量 (第6期障がい福祉計画値)			第7期障がい福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月利用者数(人)		0 (1)	0 (1)	0 (1)	1	1	1
月利用量(日)		0 (4)	0 (4)	0 (4)	4	4	4
一人あたり月利用量(日)		0 (4.0)	0 (4.0)	0 (4.0)	4.0	4.0	4.0

### (6) 障がい児相談支援

障がいのある子どもの自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

月利用件数は見込量を上回る状況となっており、今後も実績を基に増加すると見込み、見込量を設定します。

#### ■障がい児相談支援の実績と見込量

区分	年度	実績 ※令和5年度は見込量 (第6期障がい福祉計画値)			第7期障がい福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月利用件数(件)		23 (22)	26 (24)	28 (26)	32	35	38



### (7) 医療的ケア児等コーディネーターの配置

医療的ケアを必要とする子どもに対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターを養成し、地域における医療的ケアを必要とする子どものニーズ等を勘案して、必要に応じてコーディネーターを配置します。

令和5年度の配置人数は見込量を上回る状況となっており、今後も同等程度の配置を見込みます。

#### ■医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

区分	年度	実績 ※令和5年度は見込量 (第6期障がい福祉計画値)			第7期障がい福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配置人数(人)		1 (1)	1 (1)	2 (1)	2	2	2

### 障がい児向け福祉サービスの今後の方策

- 児童発達支援について、早期に適切な療育を受けることができるよう、健康・教育・保育・福祉等の関係機関や医療機関、事業所等との連携を強化します。
- 医療型児童発達支援について、医療機関、訪問看護を中心に、多くの関係者が連携し、地域での生活を支援していく必要があります。また、子どもへの医療的ケア、発達支援のほかに保護者への支援も重要になるため、ニーズに応じた支援体制を検討する必要があります。
- 放課後等デイサービスについて、サービス提供事業所の増加に伴い、利用ニーズが大きく増加しているサービスです。児童・生徒に合った適切な内容・質のサービスが提供されるよう、利用者と学校や事業所との丁寧な調整が必要です。
- 保育所等訪問支援について、提供できる事業所が少ないため、事業所の確保が求められています。また、保育所等訪問支援を効果的に実施するためには、関係機関との連携、情報の共有を十分に行うことが重要となります。
- 居宅訪問型児童発達支援について、対象が重度の障がいのある子どもであることから、対応できる事業所が限られるため、事業所の確保が必要です。
- 障がい児相談支援について、身近な地域において専門的な療育支援や発達支援が適切に継続的に提供されるようにするとともに、教育・保育の場において、誰もがごく普通に生活を営めるよう、一体的な支援や関係機関等との緊密な連携を図ります。

## 第3節 地域生活支援事業の見込量と今後の方策

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条において市町村を実施主体として法定化された事業です。

障がいのある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施する事業です。障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず相互に人格と個性を尊重して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

### 1 理解促進研修・啓発事業

ヘルプマークの普及や障害者週間等の広報での周知などを通じて、障がいのある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」を除くため、地域の理解を深めるための啓発等を行います。

### 2 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組み（ボランティア、ピアサポート、災害対策など）を支援します。

### 3 相談支援事業

障がいのある人やその家族等の保健福祉に対する相談に応じ、障がい福祉サービスなど必要な情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介を行うとともに、虐待の防止や早期発見のため関係機関と連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行います。

年間実施件数は見込量を上回る状況となっており、今後も実績を基に増加すると見込み、見込量を設定します。

#### ■相談支援事業の実績と見込量

区分	年度	実績 ※令和5年度は見込量 (第6期障がい福祉計画値)			第7期障がい福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間実施件数(件)		2,764 (2,739)	3,245 (2,821)	3,506 (2,906)	3,800	4,000	4,400

## 4 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者・精神障がい者に対して、成年後見制度の利用を促進し、成年後見制度の申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用など）を助成するサービスです。

現在実績はありませんが、今後利用があると見込み、見込量を設定します。

### ■成年後見制度の助成の実績と見込量

区分	年度	実績 ※令和5年度は見込量 (第6期障がい福祉計画値)			第7期障がい福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間助成件数(件)		0 (1)	0 (1)	0 (1)	1	1	1

## 5 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援するサービスです。

## 6 コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人を対象に、手話通訳者等を派遣する事業によって、きめ細やかな対応ができるよう支援します。

### (1) 手話通訳者派遣事業

聴覚障がいのある人がその他の人と話すとき、意思疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣します。

手話通訳者派遣実利用人数は今後も同等程度の利用があると見込み、見込量を設定します。

### (2) 要約筆記者派遣事業

聴覚障がいのある人に、話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記者を派遣します。

要約筆記者派遣の利用実績はありませんが、今後利用があると見込み、見込量を設定します。

■コミュニケーション支援事業の実績と見込量

区分	年度	実績 ※令和5年度は見込量 (第6期障がい福祉計画値)			第7期障がい福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣 実利用人数(人)		2 (4)	3 (4)	4 (4)	4	4	4
要約筆記者派遣 実利用人数(人)		0 (1)	0 (1)	0 (1)	1	1	1

## 7 日常生活用具給付事業

日常生活上の便宜を図るための用具を必要とする障がいのある人に対して給付します。  
今後も同等程度または増加すると見込み、見込量を設定します。

### (1) 介護・訓練支援用具

障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がいのある子どもが訓練に用いるいす等の用具です。

### (2) 自立生活支援用具

障がいのある人の入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等の、入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具です。

### (3) 在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計等の、障がいのある人の在宅療養等を支援する用具です。

### (4) 情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭等の、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具です。

### (5) 排泄管理支援用具

ストーマ用装具等の障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品です。

### (6) 住宅改修費

手すりの取付け、床段差の解消等、障がいのある人の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用です。

■日常生活用具給付事業の実績と見込量

区分	年度	実績 ※令和5年度は見込量 (第6期障がい福祉計画値)			第7期障がい福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具 年間支給件数(件)		3 (3)	3 (3)	0 (3)	3	3	3
自立生活支援用具 年間支給件数(件)		4 (2)	3 (2)	2 (2)	3	3	3
在宅療養等支援用具 年間支給件数(件)		5 (4)	0 (4)	2 (4)	3	3	3
情報・意思疎通支援用具 年間支給件数(件)		1 (2)	2 (2)	0 (2)	2	2	2
排泄管理支援用具 年間支給件数(件)		691 (705)	750 (711)	806 (718)	830	854	878
住宅改修費 年間支給件数(件)		2 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1
合計(件)		706 (717)	759 (723)	811 (730)	842	866	890

8 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

現在は、小山市、下野市と合同で手話通訳者等養成研修を実施しています。

養成研修修了者は見込量を下回っている状況ですが、今後も実績を基に見込量を設定します。

■手話奉仕員養成研修事業の実績と見込量

区分	年度	実績 ※令和5年度は見込量 (第6期障がい福祉計画値)			第7期障がい福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修 修了者数(人)		0 (2)	1 (2)	1 (2)	1	1	1

## 9 移動支援事業

障がいにより移動が困難な人が充実した日常生活を営むことができるようヘルパーを派遣し、社会参加等に必要外出時の支援を行います。

年度ごとに実績のばらつきがありますが、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに伴い、障がいのある人の外出する機会が増加すると見込み、見込量を設定します。

### ■移動支援事業の実績と見込量

区分	年度	実績 ※令和5年度は見込量 (第6期障がい福祉計画値)			第7期障がい福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間実利用者数(人)		11 (13)	18 (14)	16 (15)	17	18	19
年間延利用時間(時間)		362 (559)	515 (602)	770 (645)	799	846	893
年間一人あたり 利用時間(時間)		32.7 (43.0)	28.6 (43.0)	48.1 (43.0)	47.0	47.0	47.0

## 10 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターにおいて創作活動の場や生産活動の機会の提供を行い、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者が通うことによって、地域生活の支援を促進する事業です。

年間実利用人数及び年間延利用回数は、ともに見込量を下回る状況となっていますが、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに伴い、障がいのある人の外出する機会が増加すると見込み、見込量を設定します。

### ■地域活動支援センター事業の実績と見込量

区分	年度	実績 ※令和5年度は見込量 (第6期障がい福祉計画値)			第7期障がい福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業所数(事業所)		1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1
年間実利用人数(人)		17 (18)	16 (18)	16 (19)	17	17	18
年間延利用回数(回)		1,220 (1,656)	913 (1,656)	956 (1,748)	1,020	1,020	1,080

## 11 その他の事業

### (1) 日中一時支援事業

家族の介護負担の軽減や就労支援を目的に、障がいのある人の日中活動の場を確保します。

年間実利用者数及び年間延利用回数は、ともに見込量を下回る状況となっておりますが、介護者の高齢化などの現状の変化を踏まえ、今後実績を基に微増すると見込み、見込量を設定します。

#### ■日中一時支援事業の実績と見込量

区分	年度	実績 ※令和5年度は見込量 (第6期障がい福祉計画値)			第7期障がい福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間実利用者数(人)		12 (15)	11 (16)	11 (17)	12	12	13
年間延利用回数(回)		1,000 (1,223)	969 (1,304)	913 (1,386)	1,008	1,008	1,092
年間一人あたり 利用者数(人)		83.3 (81.5)	88.1 (81.5)	83.0 (81.5)	84.0	84.0	84.0

### (2) 自動車改造費助成事業

社会活動や就労等のために重度の身体障がいのある人が自ら運転する自動車を改造する費用の一部を助成します。

年間支給件数はばらつきがありますが、今後も実績を基に同等程度の利用があると見込み、見込量を設定します。

#### ■自動車改造費助成事業の実績と見込量

区分	年度	実績 ※令和5年度は見込量 (第6期障がい福祉計画値)			第7期障がい福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間支給件数(件)		1 (2)	0 (2)	1 (2)	1	1	1

### (3) 訪問入浴サービス事業

身体の清潔、心身等の機能の維持が図れるように、地域で生活する身体障がいのある人等に訪問して入浴サービスを提供します。

年間実利用者数は見込量と同等程度となっており、今後も実績を基に同等程度の利用があると見込み、見込量を設定します。

#### ■訪問入浴サービス事業の実績と見込量

区分	年度	実績 ※令和5年度は見込量 (第6期障がい福祉計画値)			第7期障がい福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間実利用者数(人)		3 (3)	3 (3)	3 (3)	3	3	3

### 地域生活支援事業の今後の方策

- 障がい者支援施設等関係機関との連携・協力体制を強化し、身近な地域で気軽に相談でき、必要なサービス利用のための支援が受けられるよう、相談支援体制の更なる整備を図ります。
- 障がいのある人の高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人の地域生活を推進し、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供し、地域生活支援拠点の機能の充実を図るため、野木町障がい者自立支援協議会等を活用し、運営状況の検証及び検討を行います。
- 関係機関との連携強化を図りながら、サービスの確保に努めます。中でも移動に関するニーズは高く、インフォーマルなサービスも含めた確保に努めます。
- 事業の内容や利用方法等について、ホームページの掲載、広報等の配布による周知を図ります。



## 第6章

### 計画の推進



## 第6章 計画の推進

### 第1節 計画の推進体制

#### 1 各主体の役割

本計画の推進にあたっては、障がい及び障がいのある人への社会的関心を高めていくとともに、障がいのある人、家庭、学校、地域社会、団体、企業、行政などが、それぞれの役割を果たしながら互いに連携・協力し、一体となって取り組むことが必要となっています。

##### (1) 障がい者・家庭

障がいのある人ができるだけ住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするには、町民の一人ひとりが障がい及び障がいがある人に対する理解を深めていくとともに、障がいのある人自身が自立意識を向上させることが重要です。

積極的に社会に参加する意欲を持つとともに、自らが問題を解決していくという意識とその努力が重要になっています。

一方、家庭については、核家族化や女性の社会進出、家庭観の変化などにより、家庭機能・環境も変化しています。

そのため、障がいのある人とその家族のふれあい、いたわりといった心のつながりが一層必要となります。

##### (2) 学校

障がいのある子ども一人ひとりが、障がいの特性や程度に応じたきめ細かな指導を通して、個性の伸展を図り、社会的な自立や社会参加を促進するためには、持てる力を最大限に発揮できる適切な教育を推進する必要があります。

また、障がいのある子どもへの正しい理解と認識を深め、思いやりや豊かな心の育成を図るために、交流教育や福祉教育を拡充し、障がいに対する意識面でのバリアフリーに努めていく必要があります。

##### (3) 地域社会

障がいのある人、高齢者、子どもなどすべての人々が、豊かな暮らしと生きがいとともに創り、尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。

地域における多様な人々との交流を通し、障がいのある人が参加できる行事や地域活動の機会を設けるとともに、近隣が互いに助け合う地域づくりを進めるなど、本人やその家庭を地域の中で支援する体制づくりが重要です。

#### (4) 団体

障がい者関係団体には、障がいのある人やその家庭の福祉の向上を目指し、自立した自主的な運営ができるように努めるとともに、地域住民の理解を一層深めるための働きかけを行っていく役割が望まれています。

#### (5) 企業

障がいのある人が安定した生活を営むためには、雇用や適性と能力に応じて、障がいのない人ととも、ともに生きがいをもって働けるような職場づくりが望まれています。

さらに、企業自らも地域社会の構成員であるという自覚の基に地域に貢献することも、今後の企業の大きな役割の1つとして期待されています。

#### (6) 行政

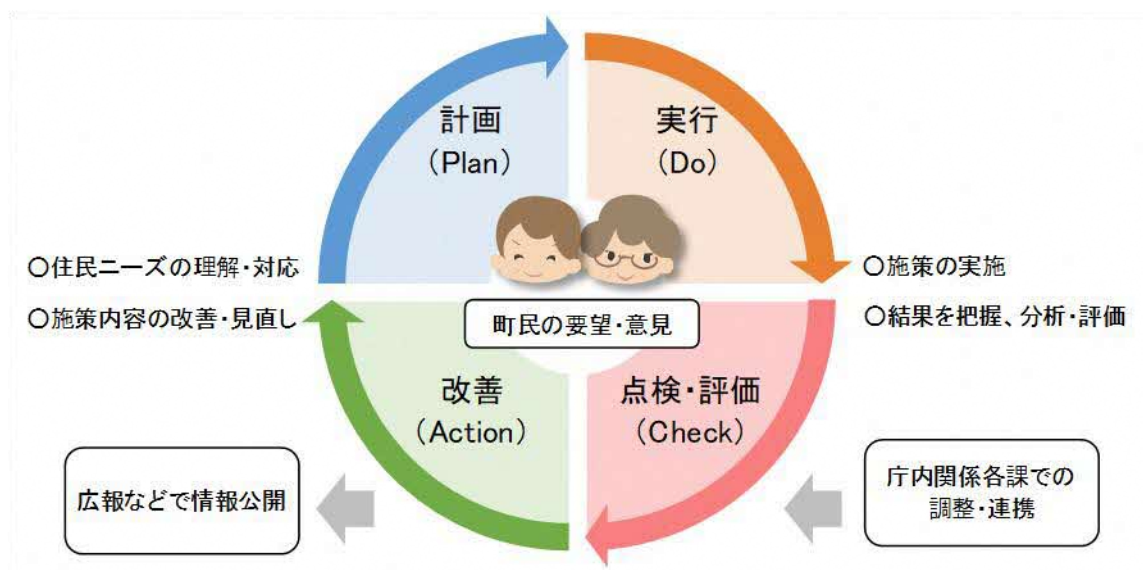
国・県・他関連計画の整合性を踏まえ、障がい者施策の一層の充実を図るとともに、ニーズに即した必要なサービス量などを見込み、障がいのある人も障がいのない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現がより一層求められています。

## 2 計画の進捗管理

本計画の策定後は、実行性を確保するため、施策の進捗管理を行い、「野木町障がい者自立支援協議会」において進捗状況の内容を報告します。

また、そこで出された意見等を参考にし、施策内容の改善・見直しを行います。

### ■PDCAサイクルの概念図



# 資料編



## 資料編

### 1 設置要綱

平成 12 年 9 月 20 日要綱第 9 号

野木町障がい者福祉計画策定委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 本町における障がい者福祉の基本的なあり方を総合的に検討し、障がい者支援施策の基本方針となる野木町障がい者福祉計画を策定するため、野木町障がい者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 15 名以内で構成する。

2 委員は、障がい者福祉について理解、知識ある者及び関係行政機関の代表者等のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱された日から野木町障がい者福祉計画策定終了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要に応じ、随時開催する。ただし、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要に応じ、議事に関係する者を臨時に出席させることができる。

(専門部会)

第 6 条 委員会に専門部会を置く。

2 専門部会は、委員会の指示に基づき、調査研究し、その結果を委員会に報告しなければならない。

3 専門部会の委員は、委員長が指名した者をもって充てる。

4 前 3 項に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(事務局)

第 7 条 委員会の事務局は、健康福祉課に置く。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## 2 委員名簿

### ○野木町障がい者福祉計画策定委員名簿

No.	所属機関	職名	氏名	備考
1	町民生委員児童委員協議会	会長	三木 ひとみ	副委員長
2	小山地区やしお会	理事	田畑 久子	
3	さくら診療所	院長	遠乗 秀樹	
4	リハビリテーション花の舎病院	リハビリ部 部長	砂川 剛	
5	野木町議会	文教民生常任委員長	小川 信子	
6	野木町議会	文教民生常任副委員長	梅澤 秀哉	
7	社会福祉法人パステル	理事長	石橋 須見江	
8	特定非営利活動法人みらい	理事長	清野 恵美子	委員長
9	栃木県立国分寺特別支援学校	進路指導主事	野中 幸治	
10	栃木県県南健康福祉センター	部長補佐兼健康支援課長	黒岩 幹枝	
11	町社会福祉協議会	会長	知久 善一	
12	野木町教育委員会	特別支援教育相談員	杉内 一恵	

#### \*オブザーバー

栃木県障害者相談支援協働コーディネーター

大嶋 奈央子

栃木県発達障害者地域支援マネージャー

渡邊 太樹



## ○野木町障がい者福祉計画専門部会名簿

	役職名	氏名
部会長	町民生活部長	森 洋美
部員	総合政策部長	遠藤 正博
	産業建設部長	知久 佳弘
	教育次長	青木 玲子
	総務課長	真瀬 英樹
	政策課長	松原 一敏
	税務課長	清水 義勝
	住民課長	遠藤 操
	生活環境課長	小堀 美津夫
	産業課長兼農業委員会事務局	小沼 洋司
	都市整備課長	岩崎 統一
	上下水道課長	針谷 昌吾
	会計管理者兼会計課長	渡邊 真弓
	議会事務局長	金谷 利至
	こども教育課長	平井 覚
	生涯学習課長	橋本 淳一
健康福祉課長	舘野 宏久	

### 3 策定経過

日時	会議内容等
令和5年7月	手帳所持者アンケートの実施
令和5年9月27日	第1回策定委員会 (1) 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の概要について (2) 野木町の障がい福祉に関するアンケート調査結果について (3) 計画骨子(案)、素案(1章～3章)について
令和5年11月15日	第2回策定委員会 (1) 野木町障がい者プラン(第4期野木町障がい者計画・第7期野木町障がい福祉計画・第3期野木町障がい児福祉計画)(素案)について
令和6年1月11日	第1回専門部会 (1) 野木町障がい者プラン(第4期野木町障がい者計画・第7期野木町障がい福祉計画・第3期野木町障がい児福祉計画)(案)について
令和6年1月17日～ 令和6年2月16日	パブリックコメントの実施
令和6年2月28日	第3回策定委員会 (1) 経過報告について (2) 野木町障がい者プラン(第4期野木町障がい者計画・第7期野木町障がい福祉計画・第3期野木町障がい児福祉計画)(案)について

## 4 用語解説

### あ行

#### ○医療的ケア児

人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児のことです。

#### ○インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組みのことです。

#### ○LLブック

誰もが読書を楽しめるように工夫してつくられた、「やさしく読みやすい本」のことです。「LL」とは、スウェーデン語の「Lättläst（レットラスト）」（読みやすいといった意味）の略です。

### か行

#### ○ケアマネジメント

一人のサービス利用者に複数のサービスが別々に提供されるのではなく、統一された介護方針の下にケアプランに基づいて総合的・一体的にサービスが提供されるように調整等を行うことです。

#### ○権利擁護

自己の権利を表明することが困難な障がいのある人の代わりに、代理人が権利を表明することです。

### さ行

#### ○作業療法

身体または精神に障がいのある人、またはそれが予測される人に対してその主体的な活動の獲得を図るため、諸機能の回復・維持及び開発を促す作業活動を用いて行う治療・指導・援助を行うことです。

#### ○社会的包摂

社会的に弱い立場にある人々も含め、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会（地域社会）の一員として取り込み、支え合う考え方のことです。

## ○社会福祉協議会

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体のことです。市町村を単位とする市町村社会福祉協議会と、都道府県を単位とする都道府県社会福祉協議会があります。

## ○重層的支援体制整備事業

市町村における既存の相談支援等の取り組みを生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業のことです。

## ○手話通訳者

所定の講習を受けて手話の技術を習得し、聴覚障がいのある人のために手話通訳を行う人です。また、厚生大臣の公認試験である「手話通訳技能認定試験」に合格した者には「手話通訳士」の称号が付与されます。

## ○障害者週間

12月3日（国際障害者デー）から12月9日（障害者の日）までの1週間とされています。国民の間に広く障がいのある人の施策に関する基本原則の関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加することを促進することを趣旨としています。

## ○自立支援医療（精神通院医療）

統合失調症やうつ病などの精神疾患により、通院による継続した治療を受ける場合に医療費の軽減を図るものです（所得による制限あり）。

## ○身体障害者手帳

身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障がいのある人に対し、申請に基づいて障がい程度を認定し、法に定める身体障がいのある人であることの証票として都道府県知事・政令都市市長、中核市市長が交付するものです。各種の援護施策の基本となるとともに、税の控除・減免やJR運賃の割引などについても、手帳の交付を受けていることがその対象の要件となっている場合があります。

## ○精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいの状態にあることを認定して交付される手帳です。交付を受けた人に対して各種の支援策を促進し、精神障がいのある人の社会復帰及び自立や社会参加の促進を図ることを目的としています。医師（精神保健指定医など精神障がいの診断または治療に従事する医師）の診断書を基に判定されます。

## ○成年後見制度

知的障がいや精神障がいなどで判断能力が不十分になった人の社会生活を支援する人（後見人）を家庭裁判所で定めて、普通の生活を送れるように支援する制度です。

## た行

## ○地域活動支援センター

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行うセンターです。基礎的事業として、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を実施します。また、それらの事業に加え、事業の機能を強化するために下記の事業を実施する場合、その内容に応じⅠ型～Ⅲ型までの類型が設定されています。

Ⅰ型：相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施

Ⅱ型：機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業を実施

Ⅲ型：運営年数及び実利用人員が一定数以上の小規模作業所の支援を充実

## ○地域共生社会

制度・分野ごとの縦割り、支え手や受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

## ○地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活圏域で適切に提供できるような地域の体制のことです。

## ○特別支援学級

学校教育法第81条第2項各号に該当する児童生徒（知的障がい者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他障がいのある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの）で編制されている学級のことです。

## ○特別支援学校

障がいの程度が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行う学校です。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚部・小学部・中学部・高等部で行います。

### ○特別支援教育コーディネーター

特別支援教育のコーディネーター的な役割を担うものとして、すべての特別支援学校及び小・中学校において学校長より指名される教員のことです。主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担います。

## な行

### ○難病

治療が難しく、慢性の経過をたどる疾病のことです。現在 369 疾病が障害者総合支援法の対象として指定されています。

### ○ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマル(あたりまえ)であるという考え方のことです。

## は行

### ○バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いですが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁などすべての障壁の除去という意味でも用いられます。

### ○バリアフリー新法

障がい者が気軽に移動できるよう、階段や段差を解消することを目指した法律で、正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」といいます。

### ○ピアサポート

障がいや疾患のことに限らず、同じような立場や境遇、経験等、同じような共通項と対等性をもつ人同士の支え合いを表す言葉です。

### ○ひとにやさしいまちづくり条例

不特定多数の人々が利用する特定の建築物については、その新築・増築等を行う際、及びその工事が完了した際に、土木事務所に届け出をすることを定めている栃木県の条例で、更なるバリアフリー化を促進し、高齢者や障がいのある人を含むすべての人が安全で快適な日常生活を営むとともに、積極的に社会参加ができるまちづくりを目指すものです。

### ○避難行動要支援者

これまでの災害時要援護者のかわりに、平成 25 年6月の災害対策基本法の改正から使われるようになった言葉で、災害が発生した時、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な高齢者や障がいのある人等の要配慮者のうち、特に支援を要する人のことです。

### ○法定雇用率

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、身体障がいのある人又は知的障がいのある人を雇用しなければならない率のことです。令和6年4月1日から、民間企業は 2.5%、国、地方公共団体等は 2.8%、都道府県等の教育委員会は 2.7%となり、令和8年4月1日以降、民間企業は 2.7%、国、地方公共団体等は 3.0%、都道府県等の教育委員会は 2.9%となります。

### ○ペアレントトレーニング

保護者や養育者の人を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援です。

### ○ペアレントプログラム

子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にしたプログラムです。

### ○ペアレントメンター

発達障がいのある子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行います。

### ○ホームヘルパー

家庭を訪問し、入浴・排泄・食事等の介助や、衣類の洗濯、住居等の掃除、生活必需品の買い物等の生活上の支援を行う職種です。

## や行

### ○ユニバーサルデザイン

年齢や性別、障がいのあるなしに関わらず、最初からバリアのない、誰にとっても快適な環境を作ろうという考え方のことです。

### ○要約筆記

要約筆記とは、聴覚障がいのある人のためのコミュニケーション手段の1つの方法であって、話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障がいのある人に伝達するものです。

## ○要約筆記者

要約筆記者とは、所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚障がいのある人のために要約筆記を行う人のことです。

## ら行

## ○理学療法

病気、けが、高齢、障がいなどによって運動機能が低下した状態にある人々に対し、運動機能の維持・改善を目的に運動、温熱、電気、水、光線などの物理的手段を用いて行われる治療法のことです。

## ○療育

発達障がいのある子どもの機能を高めるべく、かつ、社会的自立生活に向けて、援助することです。

## ○療育手帳

知的障がいのある人に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定以上の障がいのある人に対し、申請に基づいて障がい程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障がいのある人であることの証票として都道府県知事が交付するものです。

## ○レスパイト

介護者の日々の疲れなどの事情により、一時的に在宅介護が困難となる場合に事業所等で受入れを行い、介護者の負担軽減を目指す仕組みです。



## 5 野木町内障がい福祉サービス等提供事業所

### (1) 障がい福祉サービス

#### ①居宅介護

番号	事業所名	法人	住所	電話番号
1	パステル 24	(福) パステル	若林 443-1	0280-57-4773
2	さわやか	(有) 爽	南赤塚 1145-1	0280-57-4884

#### ②重度訪問介護

番号	事業所名	法人	住所	電話番号
1	パステル 24	(福) パステル	若林 443-1	0280-57-4773

#### ③同行援護

番号	事業所名	法人	住所	電話番号
1	パステル 24	(福) パステル	若林 443-1	0280-57-4773
2	さわやか	(有) 爽	南赤塚 1145-1	0280-57-4884

#### ④生活介護

番号	事業所名	法人	住所	電話番号
1	セルプ花	(福) パステル	若林 443-7	0280-54-1387
2	ホーム宙	(福) パステル	若林 443-1	0280-54-1399

#### ⑤自立訓練（生活訓練）

番号	事業所名	法人	住所	電話番号
1	2nd Stage Center	(株) CLINE	野渡 916-4	0280-33-3303

#### ⑥就労継続支援A型

番号	事業所名	法人	住所	電話番号
1	ハッピーライフ	(同) MIYABI	丸林 396-1	0280-33-6526

#### ⑦就労継続支援B型

番号	事業所名	法人	住所	電話番号
1	セルプ花	(福) パステル	若林 443-7	0280-54-1387
2	花れい工房	(特非) みらい	丸林 371-12	0280-57-2673
3	第一縁人	(特非) 縁人	佐川野 1361-10	0280-33-7477

#### ⑧短期入所

番号	事業所名	法人	住所	電話番号
1	宙	(福) パステル	若林 443-1	0280-54-1399

## ⑨共同生活援助

番号	事業所名	法人	住所	電話番号
1	たのしそう	(福) パステル	南赤塚	0280-55-2322
2	うれしそう	(福) パステル	潤島	
3	赤れんが	(福) パステル	丸林	
4	みなみ	(福) パステル	丸林	
5	サフラン	(福) 亮和会	潤島	0280-30-1277

## ⑩施設入所

番号	事業所名	法人	住所	電話番号
1	ホーム宙	(福) パステル	若林 443-1	0280-54-1399

## ⑪児童発達支援・保育所等訪問支援

番号	事業所名	法人	住所	電話番号
1	なかよしランド	(福) パステル	若林 443-7	0280-54-1005

## ⑫放課後等デイサービス

番号	事業所名	法人	住所	電話番号
1	なかよしランド	(福) パステル	若林 443-7	0280-54-1005
2	グローバルキッズメソッド 50	ハッピーライフケア(株)	丸林 397-8	0280-23-6852

## (2) 指定特定・指定障害児相談支援事業所

番号	事業所名	法人	住所	電話番号
1	みらい	(特非) みらい	丸林 371-12	0280-57-2673
2	ライフサポートセンターゆめ	(福) パステル	丸林 582-1 野木町総合サポートセンター内	0280-33-6951
3	さわやか相談支援センター	(有) 爽	南赤塚 1145-1	0280-57-4884
4	しいの木相談支援事業所	(同) 才の樹	友沼 5904-19	0280-23-6753

## (3) 指定一般相談支援事業所

番号	事業所名	法人	住所	電話番号
1	みらい	(特非) みらい	丸林 371-12	0280-57-2673
2	ライフサポートセンターゆめ	(福) パステル	丸林 582-1 野木町総合サポートセンター内	0280-33-6951

## 野木町障がい者プラン

第4期野木町障がい者計画・  
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

発行 令和6年3月

編集 野木町役場 町民生活部 健康福祉課

〒329-0195 栃木県下都賀郡野木町大字丸林 571

電話 0280-57-4172

URL <https://www.town.nogi.lg.jp>





